

官報号外 昭和二十八年八月三日

○第十六回 参議院会議録第三十二号

昭和二十八年八月三日(月曜日)午前十時七分開議

午前十時閉議

昭和二十八年八月三日

午前十時開議

第一 治山治水に関する決議案

(矢嶋三義君外三十名癡議)

(委員会審査省略要求事件)

第二 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内の積土砂の排除に関する特別措置法案(山田節男君外五名癡議)

(委員長報告)

第三 建築土法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第四 建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 理科教育振興法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第六 私立学校教職員共済組合法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第八 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第九 有畜農家創設特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三六 北海道待太町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五五 北海道知内村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三七 北海道鶴居村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五六 北海道南尻別村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第三九 北海道安平村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五八 北海道留辺蘿町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四〇 北海道千歳町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五九 北海道天壳村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四一 北海道入舸村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六〇 北海道鹿追村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四二 北海道上浦別村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六一 北海道根室町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四三 北海道上渚滑村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六二 北海道神居村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四四 北海道佐呂間村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六三 北海道三石町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四五 北海道興部町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六四 北海道小清水村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四六 北海道帶広市の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六五 北海道深川町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四七 北海道泊村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六六 北海道荻伏村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四八 北海道北竜村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六七 北海道漣川町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第四九 北海道福島町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六八 北海道幌向村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五〇 北海道幌延村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第六九 北海道音江村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五一 北海道奥尻村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七〇 北海道新篠津村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五二 北海道初山別村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七一 北海道歌志内町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五三 北海道古前町の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七二 北海道塩谷村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第五四 北海道朝日村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七三 北海道歌志内町の地域給に關する請願 (委員長報告)

六五五
第六六 北海道待太町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六七 北海道知内村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六八 北海道南尻別村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第六九 北海道留辺蘿町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七〇 北海道天壳村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七一 北海道歌志内町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七二 北海道塩谷村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七三 北海道朝日村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七四 北海道古前町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七五 北海道朝日村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七六 北海道歌志内町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七七 北海道新篠津村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七八 北海道初山別村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第七九 北海道音江村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八〇 北海道奥尻村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一 北海道福島町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二 北海道幌向村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八三 北海道幌延村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八四 北海道泊村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八五 北海道興部町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八六 北海道小清水村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八七 北海道帯広市の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八八 北海道深川町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八九 北海道佐呂間村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一〇 北海道神居村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一一 北海道鹿追村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一二 北海道入舸村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一三 北海道上浦別村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一四 北海道千歳町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一五 北海道天壳村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一六 北海道根室町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一七 北海道興部町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一八 北海道泊村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八一九 北海道音江村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二〇 北海道奥尻村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二一 北海道福島町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二二 北海道幌向村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二三 北海道幌延村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二四 北海道泊村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二五 北海道千歳町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二六 北海道天壳村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二七 北海道根室町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二八 北海道興部町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八二九 北海道音江村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八三〇 北海道奥尻村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八三一 北海道福島町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八三二 北海道幌延村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八三三 北海道泊村の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八三四 北海道千歳町の地域給に關する請願 (委員長報告)
第八三五 北海道天壳村の地域給に關する請願 (委員長報告)

第七三 北海道虻田町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第九三 岡山県吉永町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七四 北海道忠類村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第七五 北海道江別町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七六 北海道様似町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第七七 北海道東旭川村の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第七八 北海道永山村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第七九 新潟県下船渡村の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第八一 新潟県有田村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八一 新潟県直江津町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第八二 新潟県大和川村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八三 新潟県直江津町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第八四 新潟県大島村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八五 静岡県地頭方村の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第八六 静岡県川崎町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第八七 宮城県涌谷町の地域給に 関する請願 (委員長報告)
第八八 栃木県氏家町の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇一 和歌山県池田村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第九〇 長野県柏原村の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第一〇二 和歌山県田中村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第九一 山梨県譽村の地域給に する請願 (委員長報告)	第一〇三 和歌山県君出町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第九二 烏取県赤崎町の地域給に する請願 (委員長報告)	第一〇四 愛知県高藏寺町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第九三 岐阜県中之条、原町の 地域給に関する請願 (委員長報告)	第一〇五 宮城県岩ヶ崎町外三箇 町村の地域給に関する請願 (委員 長報告)
第一〇七 千葉県湖北村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一〇六 福島県本郷町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一〇九 滋賀県今津町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一一〇 和歌山県三柄村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一一〇 岡山県一宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一一一 岡山県一宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一一二 北海道厚岸町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一一二 北海道津別町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二八 北海道今金町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一二七 北海道長沼町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二九 北海道枝幸町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三〇 北海道美幌町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一三〇 北海道美幌町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三一 北海道黒松内村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三二 北海道東島牧村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三三 北海道西島牧村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一五一 埼玉県馬宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五四 千葉県横芝町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一五三 埼玉県長井村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五五 千葉県白里町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一五六 千葉県公津村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一五六 千葉県切目村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一五七 静岡県大判村外五箇村 の地域給に関する請願 (委員 長報告)	第一五八 静岡県下河津村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一五六 埼玉県馬宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一五九 和歌山県切目村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一五六 埼玉県馬宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六〇 和歌山県志賀村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一五六 埼玉県馬宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六一 福島県須賀川町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一五六 埼玉県馬宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六二 福岡県松川町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一五六 埼玉県馬宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六三 福岡県富岡町外五箇町 村の地域給に関する請願 (委員 長報告)
第一五六 埼玉県馬宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六四 福岡県内野村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一五六 埼玉県馬宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六五 福岡県本郷村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一五六 埼玉県馬宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六六 福岡県入部村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一五六 埼玉県馬宮村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一六七 福岡県田代村の地域給 に関する請願 (委員長報告)

第一六八 福岡県脇山村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一八七 宮崎県広瀬町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一六九 福岡県金武村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一八八 北海道中札内村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一七〇 鹿児島県栗野町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一七一 山梨県竜王村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一七二 大阪府田尻町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一七三 静岡県堀之内町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一七四 茨城県岩瀬町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一七五 北海道網走市の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一七六 北海道名寄町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一七七 北海道愛別村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一七八 北海道常盤村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一七九 北海道端野村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一八〇 北海道比布村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一九一 奈良県下市町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一八一 北海道中川村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一九二 奈良県秋野村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一八三 群馬県吾妻村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一九三 奈良県丹生村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一八五 愛知県鬼崎町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一九五 鳥取県大山村の寒冷地 手当に関する請願 (委員長報告)
第一八六 岡山県山手村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一九六 岡山県日生町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二〇一 鳥取県の地域給に関する 請願 (委員長報告)	第一九八 岡山県三国村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二〇三 埼玉県小谷村外六箇村 の地域給に関する請願 (委員長 報告)	第二〇〇 愛知県朝日村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二〇四 埼玉県大田村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二〇一 岩手県上北山村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二〇四 栃木県久野村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二〇二 埼玉県与野町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二一 静岡県熊切村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二一 静岡県原町村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二二 静岡県氣多村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二二 静岡県大居町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二三 静岡県大居町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二三 静岡県阿見村の寒冷 地手当に関する請願 (委員長 報告)
第二二四 静岡県裾野町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二四 長野県諫義村外三箇町 村の寒冷地手当に関する請願 (委員長報告)
第二二五 静岡県小山町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二五 長野県新本村外二箇村 の地域給に関する請願 (委員 長報告)
第二二六 静岡県富士岡村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第二二六 静岡県須走村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二七 静岡県須走村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二七 静岡県原里村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二八 静岡県印野村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二八 静岡県印野村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二九 静岡県原里村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二九 静岡県原里村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二〇 北海道栗山町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二〇 北海道栗山町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二一 北海道音別村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二一 北海道音別村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二二 北海道芽室町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二二 北海道芽室町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二三 北海道占冠村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二三 北海道占冠村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二四 北海道江丹別村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第二二四 北海道江丹別村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第二二五 北海道中富良野村的地 域給に関する請願 (委員長報告)	第二二五 北海道中富良野村的地 域給に関する請願 (委員長報告)
第二二六 新潟県羽茂村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二六 新潟県羽茂村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二七 新潟県荒川村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二七 新潟県荒川村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二八 新潟県荒川村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二八 新潟県荒川村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二九 新潟県荒川村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二九 新潟県荒川村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二一 北海道標茶町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二一 北海道標茶町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二二 北海道大樹町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二二 北海道大樹町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二三 北海道和寒町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二三 北海道和寒町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二四 北海道妹背牛町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第二二四 北海道妹背牛町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第二二五 北海道標茶町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二五 北海道標茶町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二六 北海道余市町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二六 北海道余市町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二七 北海道妹背牛町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第二二七 北海道妹背牛町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第二二八 三重県城南村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二二八 三重県城南村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二二九 大阪府正雀郵便局の地 域給に関する請願 (委員長報告)	第二二九 大阪府正雀郵便局の地 域給に関する請願 (委員長報告)
第二三〇 北海道日高村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二三〇 北海道日高村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二三一 北海道日高村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二三一 北海道日高村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二三二 北海道妹背牛町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第二三二 北海道妹背牛町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第二三三 北海道妹背牛町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第二三三 北海道妹背牛町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第二三四 群馬県水上町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二三四 群馬県水上町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二三五 愛知県桜井村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二三五 愛知県桜井村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二三六 三重県城南村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二三六 三重県城南村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二三七 和歌山県勝浦町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第二三七 和歌山県勝浦町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第二三八 大阪府正雀郵便局の地 域給に関する請願 (委員長報告)	第二三八 大阪府正雀郵便局の地 域給に関する請願 (委員長報告)
第二三九 鳥取県羽合町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二三九 鳥取县羽合町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二四〇 鳥取県大宮村の寒冷地 手当に関する請願 (委員長報告)	第二四〇 鳥取县大宮村の寒冷地 手当に関する請願 (委員長報告)
第二四一 鳥取县阿見村の寒冷 地手当に関する請願 (委員長 報告)	第二四一 鳥取县阿見村的寒冷 地手当に関する請願 (委員長 報告)
第二四二 千葉県夷隅町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二四二 千葉县夷隅町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二四三 長野県諺義村外三箇町 村の寒冷地手当に関する請願 (委員長報告)	第二四三 長野县諺義村外三箇町 村的寒冷地手当に関する請願 (委員長報告)
第二四四 岡山県新山村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二四五 岡山県新本村外二箇村 の地域給に関する請願 (委員 長報告)
第二四五 岡山県新本村外二箇村 の地域給に関する請願 (委員 長報告)	第二五六 北海道御影村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二五六 北海道御影村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二五六 北海道御影村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二五七 北海道御影村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二五七 北海道御影村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第二五八 北海道昆布森村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第二五八 北海道昆布森村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第二五九 千葉県夷隅町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第二五九 千葉县夷隅町の地域給 に関する請願 (委員長報告)

第一二六〇 千葉県佐賀町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一二七八 秋田県前田村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二六一 千葉県保田町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一二九〇 茨城県小川町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二六三 千葉県田中村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一二九一 茨城県笠間町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二六五 埼玉県東児玉村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一二九二 埼玉県片柳村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二六七 茨城県新居町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一二九三 山梨県増穂町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二六八 幸島県中ノ瀬、美乃尾 両村の地域給に関する請願 (委員長報告)	第一二九四 奈良県大字陀町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一二六九 幸島県郷田、吉川両村 の地域給に関する請願 (委員長報告)	第一二九五 奈良県大淀町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二七〇 幸島県下三永村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一二九六 幸島県大字陀町外十一箇 村の地域給に関する請願 (委員長報告)
第一二七一 幸島県口田村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一二九七 秋田県能代市の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二七二 幸島県三須村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一二九八 京都府亀岡町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二七三 山口県城南村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一二九九 幸島県山田村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二七五 秋田県金足村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三〇〇 福島県湯本町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二七六 秋田県浅舞町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三〇一 福島県山田子浦村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一二七七 秋田県矢島町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三〇二 静岡県富士根村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一二九〇 幸島県高森町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三〇三 静岡県田子浦村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一二九一 長崎県小長井村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三〇四 諸國県若松村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二九二 宮崎県鹿児島市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三〇五 静岡県鷹岡町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二九三 宮崎県鹿児島市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三〇六 愛知県品野町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二九四 長崎県大字井村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三〇七 長崎県古川町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二九五 福島県川部村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三〇八 長崎県小鹿利村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一二九六 石川県俱利加羅村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三〇九 三重県県村の地域給に に関する請願 (委員長報告)
第一二九七 北海道夕張市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三一〇 三重県下野村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一二九八 北海道沼田町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三一一 三重県多度、七飯両村 の地域給に関する請願 (委員長報告)
第一二九九 北海道砂川町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三一〇 北海道虻田郡の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一三〇〇 北海道函館地方の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三一三 北海道恵庭市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三〇一 北海道浦臼村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三一四 北海道余別村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一三〇二 北海道浦臼村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三一五 北海道余別村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一三〇三 北海道稚内村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三一六 北海道夕張市の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第一三〇四 北海道美瑛町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三一七 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三〇五 北海道広尾町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三一八 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三〇六 北海道遠別町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一三一九 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三〇七 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三二〇 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三〇八 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三二一 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三〇九 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三二二 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三一〇 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三二三 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三一一 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三二四 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三一二 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三二五 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三一三 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三二六 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三一四 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三二七 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三一五 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三二八 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三一六 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三二九 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三一七 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三三〇 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三一八 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三三一 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三一九 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三三二 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三二〇 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三三三 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三二一 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三三四 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三二二 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三五二 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第一三二三 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一三五三 北海道留萌市村の地域 給に関する請願 (委員長報告)

第三四五 北海道江部乙町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第三七四 埼玉県三箇村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三五五 北海道下川町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三七五 長野県池田町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三五六 北海道小沢村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三七六 愛知県赤坂町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三五七 北海道太田村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三七七 愛知県平和村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三五八 北海道発足村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三七八 愛知県横須賀村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第三五九 北海道神楽村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三七九 和歌山県海南市の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第三六〇 北海道前田村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三八〇 和歌山県安楽川町の地 域給に関する請願 (委員長報告)
第三六一 北海道阿策村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三八一 和歌山県小倉村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第三六三 北海道京極村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三八二 和歌山県東貴志村の地 域給に関する請願 (委員長報告)
第三六四 北海道鬼鹿村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三八三 和歌山県山崎村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第三六五 北海道神恵内村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第三八五 和歌山県西貴志村の地 域給に関する請願 (委員長報告)
第三六六 北海道錢魚沢村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第三八六 和歌山県中貴志村の地 域給に関する請願 (委員長報告)
第三六八 北海道迫分村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三八七 和歌山県丸柄村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第三六九 北海道島野村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三八八 和歌山県調月村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第三七〇 北海道東葉琴村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第三八九 兵庫県千種本外六箇村 の地域給に関する請願 (委員長報 告)
第三七一 北海道西興部村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第三九〇 岡山県矢掛町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三七二 福島県浅川町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三九一 埼玉県江面村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三七三 埼玉県野本村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三九二 栃木県富田村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三九三 山口県徳山市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第三九三 島根県宍道市の大東町の 地域給に関する請願 (委員長報告)
第三九四 山口県宮田町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四一二 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三九五 宮崎県住吉村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四一三 島根県本庄村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三九六 宮崎県益戸村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四一四 島根県出東村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三九七 宮崎県大里村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四一五 島根県伊波野村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第三九八 宮崎県松江市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四一六 島根県長久村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第三九九 島根県浜田市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四一七 島根県久木村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四〇〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四一八 島根県島田村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四〇一 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四一九 島根県赤江村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四〇二 島根県久手町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四二〇 島根県来島村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四〇三 島根県川本町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四二一 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四〇四 島根県朝原町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四二二 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四〇五 島根県赤名町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四二三 島根県横田町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四〇六 島根県仁万町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四二四 島根県三成町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四〇七 島根県国府町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四二五 島根県三隅町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四〇八 島根県井原村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四二六 島根県三刀屋町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第四〇九 島根県布勢村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四二七 島根県平田町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県直江村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四二八 島根県大森町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県井原村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四二九 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四三〇 島根県温泉津町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四三一 島根県柏原町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四三二 島根県加茂町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四三三 島根県大東町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四三四 島根県日原町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四三五 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四三六 島根県祖式村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四三七 島根県恵雲町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四三八 島根県益田市の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四三九 島根県玉湯村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四四〇 島根県中野村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四四一 島根県安来町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四四二 島根県庄原村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四四三 島根県浦郷町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四四四 島根県美里町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四四五 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四四六 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四四七 島根県雄武町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四四八 北海道富良野町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第四一〇 島根県宍道町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第四四九 北海道稚別村の地域給 に関する請願 (委員長報告)

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| 第四五〇 北海道厚沢部村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四五二 北海道上士別村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四五三 北海道雨竜村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四五四 北海道龍石村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四五六 北海道東狩柵村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四五七 北海道室蘭市の中地区域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四五六 北海道山部村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四五八 北海道本別町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四五九 北海道豊平町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四六〇 北海道石狩町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四六一 北海道琴似町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四六二 北海道浦河町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四六三 北海道新得町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四六四 北海道羽幌町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四六六 北海道喜茂別町の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四六七 北海道新十津川村の地
域給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四六八 北海道泊村の地域給に
関する請願 | (委員長報告) |
| 第四六九 北海道日野上村の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四七〇 北海道洞爺村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四七一 北海道月形村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四七二 北海道篠路村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四七三 北海道幌泉村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四七四 北海道洞爺村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四七五 北海道下湧別村の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四七六 北海道風連村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四七七 北海道大漣村の北地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四七八 北海道厚真村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四七九 北海道平取村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四八〇 北海道厚真村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四八一 山口県光市の地域給に
関する請願 | (委員長報告) |
| 第四八二 鳥取県岩井町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四八三 鳥取県若狭町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四八四 鳥取県浜村町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四八五 鳥取県宇倍野村の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四八六 鳥取県島崎村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四八七 鳥取県浦安町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四八八 鳥取県日野上村の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四八九 鳥取県日野上村の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四九〇 鳥取県夜見村外二箇村
の地域給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四九一 鳥取県黒坂町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四九二 鳥取県根雨町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四九三 鳥取県青谷町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四九四 鳥取県江尾町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四九五 鳥取県智頭町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四九六 鳥取県上井町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四九七 鳥取県岩井町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四九八 鳥取県丹比村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第四九九 鳥取県若桜町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五〇〇 鳥取県鹿野町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五〇一 鳥取県鶴見町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五〇二 鳥取市の中地区域給に
関する請願 | (委員長報告) |
| 第五〇三 鳥取県河原町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五〇四 鳥取県津ノ井村の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五〇五 鳥取県津ノ井村の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五〇六 鳥取県浦安町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五〇七 鳥取県由良町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五〇八 鳥取県東郷町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五〇九 鳥取県米子市の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五一〇 鳥取県外江町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五一一 鳥取県用瀬町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五一二 鳥取県境町および上道
村の一部の地域給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五一三 鳥取県上道村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五一四 鳥取県丹比村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五一五 鳥取県中浜、大篠津両
村の地域給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五一六 鳥取県社村の地域給に
関する請願 | (委員長報告) |
| 第五一七 鳥取県美穂、大和両村
の地域給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五一八 鳥取県津ノ井村の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五一九 鳥取県手間村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五二〇 鳥取県県村の地域給に
関する請願 | (委員長報告) |
| 第五二一 鳥取県柏原町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五二二 鳥取県高麗村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五二三 鳥取県大和村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五二四 鳥取県大岩村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五二五 鳥取県成美村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五二六 鳥取県所子村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五二七 鳥取県吉岡村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五二八 鳥取県日野村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五二九 鳥取県和田村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五三〇 鳥取県崎津村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五三一 鳥取県法勝寺村の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五三二 鳥取県郡上山町の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五三三 鳥取県春日村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五三四 山形県上山町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五三五 山形県柏倉門伝村の地
域給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五三六 茨城県古河市の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五三七 山形県昭和村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五三八 長野県の地域給に関する
請願 | (委員長報告) |
| 第五三九 静岡県浜松市の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五四〇 新潟県内野町の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五四一 三重県大内山村の地域
給に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五四二 三重県柏崎村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五四三 三重県七保村の地域給
に関する請願 | (委員長報告) |

第五四四 群馬県桂村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第五六二 鳥取県日吉津村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五四五 群馬県下川渕村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第五六三 鳥取県大山村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第五四七 群馬県南橘村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第五六四 鳥取県三朝村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五四八 兵庫県村岡町外四箇村 の寒冷地手当に関する請願 (委員 長報告)	第五六五 福島県浪江町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五四九 岡山県金光町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第五六六 福島県富岡町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五五〇 岡山県鴨方町外五箇町 の地域給に関する請願 (委員 長報告)	第五六七 福島県双葉町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五五一 岡山県飯岡村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第五六八 長野県朝日村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五五二 広島県美郷村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第五六九 福島県櫻井町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五五三 鹿児島県吉松町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第五七八 長野県小野、筑摩地 村の地域給に関する請願 (委員 長報告)
第五五四 鹿児島県万世町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第五八〇 長野県赤穂町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五五五 山形県小松町外二箇村 の寒冷地手当に関する請願 (委員 長報告)	第五八一 長野県伊那村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五五六 山形県東沢村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第五八二 長野県高遠町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五五七 栃木県城山村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第五八三 長野県飯島村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五五八 鳥取県浦富町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第五八四 長野県飯田村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五五九 宮崎県南郷村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第五八五 長野県宮田村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五六〇 岡山県瀬崎町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第五八六 長野県西春近村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五六一 鳥取県御来屋町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六〇三 岐阜県上宝村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五六二 埼玉県川辺村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六〇四 静岡県二俣町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五六三 埼玉県南桜井村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六〇五 愛知県大和町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五六四 新潟県河原田町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六〇六 岡山県吉岡村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五六五 和歌山県和佐村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六〇七 幸島県松永町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五六六 宮城県七北田村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六〇八 鹿児島県西長島村の 地域給に関する請願 (委員 長報告)
第五六七 岩手県奥州市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六〇九 石川県金沢市の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五六八 香川県作木村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六一〇 石川県門前町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五六九 宮崎県南郷村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六一一 石川県高浜町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五七〇 香川県伊吹村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六一二 東京都町田市の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五七一 新潟県河崎村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六一三 千葉県本納町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五七二 香川県高室村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六一二 埼玉県井泉村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五七三 宮城県白石町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六一五 愛知県形原、西浦両町 の地域給に関する請願 (委員 長報告)
第五七四 岐阜県桑名町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六一六 滋賀県能登川町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五七五 奈良県吉野町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六一七 岐阜県万富町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五七六 島根県美保関町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六一八 岐阜県瑞穂市、瑞穂 町の地域給に関する請願 (委員 長報告)
第五七七 岐阜県和氣町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六一九 新潟県河原田町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五七八 山形県高室村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六二〇 埼玉県比井崎村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五七九 香川県作木村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六二一 和歌山県吉妻村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五八〇 香川県伊吹村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六二二 埼玉県共和村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五八一 香川県高室村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六二三 岐阜県川辺村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五八二 香川県伊吹村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六二四 岐阜県木山村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五八三 香川県作木村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六二五 岐阜県東村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五八四 香川県伊吹村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六二六 岐阜県河内村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五八五 新潟県島田村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六二七 岐阜県月田村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五八六 埼玉県手子林村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六二八 岐阜県津田村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五八七 埼玉県手子林村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六二九 岐阜県川上村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五八八 岐阜県瑞穂市、瑞穂 町の地域給に関する請願 (委員 長報告)	第六三〇 岐阜県二川村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五八九 新潟県河原田町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六三一 岐阜県入東村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五九〇 新潟県河原田町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六三二 岐阜県美濃川村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五九一 新潟県河原田町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六三三 岐阜県富原村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五九二 新潟県河原田町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六三四 静岡県駿河市、駿河 町の地域給に関する請願 (委員 長報告)
第五九三 熊本県清里村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六三五 三重県浜島町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五九四 宮城県七北田村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六三六 石川県穴水町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第五九五 新潟県河崎村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第五九六 山口県内日村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第五九七 香川県高室村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第五九八 新潟県島田村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第五九九 埼玉県手子林村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六〇〇 埼玉県川辺村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六〇一 埼玉県南桜井村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六〇二 東京都由木村外十箇村 の地域給に関する請願 (委員 長報告)	
第六〇三 埼玉県比井崎村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六〇四 静岡県吉妻村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六〇五 愛知県共和村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六〇六 幸島県松永町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六〇七 幸島県西長島村の 地域給に関する請願 (委員 長報告)	
第六〇八 石川県金沢市の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六〇九 石川県高浜町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六一〇 石川県門前町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六一一 東京都町田市の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六一二 千葉県本納町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六一二 埼玉県井泉村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六一二 埼玉県瑞穂市、瑞穂 町の地域給に関する請願 (委員 長報告)	
第六一二 岐阜県川上村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六一二 岐阜県二川村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六一二 岐阜県美濃川村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六一二 岐阜県富原村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六一二 静岡県駿河市、駿河 町の地域給に関する請願 (委員 長報告)	
第六一二 三重県浜島町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	
第六一二 石川県穴水町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	

第六三七 群馬県下仁田町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六三九 滋賀県玉緒村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六四〇 茨城県大穂町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六五六 奈良県大正村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六三八 岐阜県八百津町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六四一 茨城県那珂湊町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六四二 大阪府北松尾村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六五七 埼玉県三板村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六四五 石川県七尾市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六四三 大阪府南池田村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六四四 大阪府北池田村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六五八 兵庫県三板村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六四七 熊本県松橋町等の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六四六 大分県神崎村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六四八 鹿児島県高江村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六五九 千葉県片貝町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六四九 千葉県勝山町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六五〇 愛知県武豊町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六〇 富山県柳津町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六〇 広島県平良村外三箇村 の地域給に関する請願 (委員長報告)
第六五一 三重県桃園村外四箇村 の地域給に関する請願 (委員長報告)	第六五二 兵庫県仮屋町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六一 埼玉県川口市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六一 福島県柳津町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六五四 千葉県布佐町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六五三 福岡県吉武村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六二 埼玉県川口市地町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六六二 長野県朝陽村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六五五 広島県大竹町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六五七 京都府長岡町外四箇町 の地域給に関する請願 (委員長報告)	第六六三 長野県大三沢町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六六三 岐阜県赤坂町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六五九 千葉県土木村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六四 千葉県土木村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六四 千葉県旭町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第六六四 千葉県旭町の地域給に に関する請願 (委員長報告)
第六六七 岐阜県指宿町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第六六五 千葉県石動町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六五 千葉県富津町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六五 千葉県千葉市地町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第六七一 岐阜県中津川市の寒冷 地手当に関する請願 (委員長報告)	第六六六 兵庫県佐野町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六六 千葉県富津町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六六 千葉県千葉市地町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第六八一 群馬県大村の地域給に 手当に関する請願 (委員長報告)	第六六七 兵庫県鴨川村の寒冷 地手当に関する請願 (委員長報告)	第六六七 兵庫県鴨川村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六六七 兵庫県鴨川村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六八九 岐阜県坂上村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六八八 兵庫県木村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六八八 兵庫県木村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六八八 兵庫県木村の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六九〇 群馬県木崎町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六九一 広島県木江町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六九一 広島県木江町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第六九一 広島県木江町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第七一〇 愛知県半田市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第七一〇 愛知県半田市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第七一〇 愛知県半田市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第七一〇 愛知県半田市の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第七二九 広島県南生口村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第七二九 広島県南生口村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第七二九 広島県南生口村の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第七二九 広島県南生口村の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第七二八 広島県音戸町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第七二九 広島県音戸町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第七二九 広島県音戸町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第七二九 広島県音戸町の地域給 に関する請願 (委員長報告)

第七三〇 福井県加古村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七五二 福井県小山村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七七〇 北海道上士幌村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)
第七三一 福井県細呂木村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七五三 福井県下志比・志比谷 両村の地域給に閑する請願 (委員長報告)	第七九一 京都府豊栄村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七三三 福井県栗野村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七五四 福井県新保村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七九二 京都府雲原村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七三四 福井県東郷村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七五五 福井県村岡村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七九三 京都府上宇川村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)
第七三五 福井県中郷村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七五六 福井県丸岡町の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七九四 京都府野間村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七三六 福井県鳥羽村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七五七 福井県の地域給に閑す る請願 (委員長報告)	第七九五 京都府佐渡村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七三七 福井県伊井村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七五八 三重県津田村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七九六 京都府間人町の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七三八 福井県熊川村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七五九 三重県射和村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七九七 京都府上川口村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七三九 福井県三宅村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七六〇 岡山県山田村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七九八 京都府川上村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七四一 福井県乾側村の地域給 等に閑する請願 (委員長報告)	第七六一 岩手県の地域給に閑す る請願 (委員長報告)	第七九九 京都府弥栄村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七四二 福井県達羽村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七六二 岩手県の寒冷地手当に 閑する請願 (委員長報告)	第八〇〇 京都府神野村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七四三 福井県和田村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七六三 茨城県下館町の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第八〇一 京都府漆村の地域給に 閑する請願 (委員長報告)
第七四五 福井県北日野村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七六四 京都府綾部市の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第八〇二 京都府川合村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七四六 福井県今庄村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七六五 大阪府玉川町の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第八〇三 京都府田村の地域給に 閑する請願 (委員長報告)
第七四七 福井県加斗村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七六六 兵庫県神戸市北区の 地域給に閑する請願 (委員長報告)	第八〇四 京都府下六人部村の地 域給に閑する請願 (委員長報告)
第七四九 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七六七 公務員の石炭手当等に 閑する請願 (委員長報告)	第八〇五 京都府金山村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七五〇 福井県岡本村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七六八 新潟県の地域給に閑す る請願 (委員長報告)	第八〇六 京都府久美浜町の地域 給に閑する請願 (委員長報告)
第七五二 福井県城崎村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第七六九 鹿児島県高江村外八箇 村の地域給に閑する請願 (委員長 報告)	第八〇七 京都府上夜久野村外一 村の地域給に閑する請願 (委員長 報告)
第七五三 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八 京都府中六人部村の地 域給に閑する請願 (委員長報告)	第八〇八 京都府東金町の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七五四 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八一 京都府下宇川村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第八〇九 京都府金谷村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七五五 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八六 京都府竹野村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第八一〇 千葉県東金町の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七五六 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八七 京都府中六人部村の地 域給に閑する請願 (委員長報告)	第八一一 静岡県北狩野村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)
第七五七 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八八 京都府茅原村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)	第八一二 静岡県立石村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七五八 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八九 京都府下野市外八箇 町の地域給に閑する請願 (委員長 報告)	第八一二一 兵庫県有年村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七五九 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八九一 京都府下野市外八箇 町の地域給に閑する請願 (委員長 報告)	第八一二二 静岡県北狩野村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)
第七六〇 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八九二 京都府中六人部村の地 域給に閑する請願 (委員長報告)	第八一二三 茨城県結城町の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七六一 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八九三 京都府下野市外八箇 町の地域給に閑する請願 (委員長 報告)	第八一二四 高知県須崎町の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七六二 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八九四 京都府中六人部村の地 域給に閑する請願 (委員長報告)	第八一二五 兵庫県竜野市外八箇 町の地域給に閑する請願 (委員長 報告)
第七六三 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八九五 京都府中六人部村の地 域給に閑する請願 (委員長報告)	第八一二六 千葉県東金町の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七六四 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八九六 京都府中六人部村の地 域給に閑する請願 (委員長報告)	第八一二七 三重県南海村の地域給 に閑する請願 (委員長報告)
第七六五 福井県北新庄村の地域 給に閑する請願 (委員長報告)	第七七八九七 京都府中六人部村の地 域給に閑する請願 (委員長報告)	

第八二八 三重県香良洲町の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八四六 京都府日ヶ谷村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八二九 千葉県八日市場町の地 域給に關する請願 (委員長報告)	第八四七 京都府世屋村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八三〇 茨城県神岡町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八四八 京都府与謝村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八三一 茨城県神戸町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八四九 京都府朝妻村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八三二 千葉県船橋市の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八五六 京都府本庄村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八三四 岡山県御津町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八五〇 京都府日置村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八三五 神奈川県箱根地区的地 域給に關する請願 (委員長報告)	第八五二 京都府吉津村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八三六 南足島大川内村の地 域給に關する請願 (委員長報告)	第八五三 京都府市場村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八三七 京都府宮津町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八五五 京都府桑洞村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八三八 京都府岩瀬町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八五七 京都府石川村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八三九 京都府加悦町、三河内 村の地域給に關する請願 (委員 長報告)	第八五六 奈良県真言村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八四〇 京都府筒川村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八五九 奈良県室生村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八四一 京都府奥上林村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八六〇 奈良県高取町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八四二 京都府山田村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八六一 奈良県箸尾町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八四三 京都府中村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八六二 京都府八木町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八四四 京都府曾我部村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八六三 京都府須知町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八四五 京都府栗田村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八六四 京都府下和知村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八六五 京都府宮前村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八六五 京都府宮前村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八六六 京都府旭村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八六六 京都府千歳村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八六七 京都府馬路村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八六七 京都府東別院村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八六八 京都府本梅村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八六八 京都府本梅村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八六九 京都府櫻田村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八六九 京都府西本梅村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八七〇 京都府西四別院村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八七〇 京都府櫻田村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八七一 京都府西本梅村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八七一 京都府西本梅村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八七二 京都府河原林村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八七二 京都府河原林村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八七三 京都府保津村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八七三 京都府保津村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八七四 京都府千代川村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八七四 京都府千代川村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八七五 京都府大井村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八七五 京都府大井村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八七六 京都府東本梅村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八七六 京都府東本梅村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八七七 京都府高原村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八七七 京都府高原村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八七八 京都府瑞穂村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八七八 京都府瑞穂村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八七九 京都府岩瀬村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八七九 京都府岩瀬村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八八〇 京都府上和知村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八八〇 京都府上和知村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八八一 京都府下和知村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八八一 京都府下和知村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八八二 北海道猿払村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八八二 北海道猿払村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八八三 京都府胡麻郷村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八八三 京都府胡麻郷村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八八四 北海道稚内市の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八八四 北海道稚内市の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八八五 京都府五ヶ荘村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八八五 京都府五ヶ荘村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八八六 京都府雄勝町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八八六 京都府雄勝町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八八七 宮城県雄勝町の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八八七 宮城県雄勝町の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八八八 宮城県白石村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八八八 宮城県白石村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八八九 宮城県喜多方市との地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八八九 宮城県喜多方市との地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八九〇 宮城県栗原市との地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八九〇 宮城県栗原市との地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八九一 宮城県亘理郡の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八九一 宮城県亘理郡の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八九二 北海道美唄市の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八九二 北海道美唄市の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八九三 宮崎県八代村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第八九三 宮崎県八代村の地域給 に關する請願 (委員長報告)
第八九四 宮崎県串木野市の地 域給に關する請願 (委員長報告)	第八九四 宮崎県串木野市の地 域給に關する請願 (委員長報告)
第八九五 宮崎県加世田町の地 域給に關する請願 (委員長報告)	第八九五 宮崎県加世田町の地 域給に關する請願 (委員長報告)
第八九六 宮崎県鹿島村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八九六 宮崎県鹿島村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八九七 宮崎県臼佐町の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八九七 宮崎県臼佐町の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八九八 宮崎県等沙町の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八九八 宮崎県等沙町の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第八九九 宮城県横川町の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第八九九 宮城県横川町の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第九〇〇 宮城県西太良村的地域 給に關する請願 (委員長報告)	第九〇〇 宮城県西太良村的地域 給に關する請願 (委員長報告)
第九〇一 宮城県村田町、富岡村 の寒冷地手当に關する請願 (委 員長報告)	第九〇一 宮城県村田町、富岡村 の寒冷地手当に關する請願 (委 員長報告)
第九一九 奈良県宇賀志村の地域 給に關する請願 (委員長報告)	第九一九 奈良県宇賀志村の地域 給に關する請願 (委員長報告)
第九二〇 奈良県御杖村の地域給 に關する請願 (委員長報告)	第九二〇 奈良県御杖村の地域給 に關する請願 (委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

一昨日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

米穀の完渡代金に対する所得税の特
例に関する法律案（森幸太郎君外二
十二名提出）

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(水産委員長提出)

により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置

提案（水害地緊急対策特別委員長提出）

昭和二十八年八月三日 参議院会議録第三十一号 議長の報告

において、都道府県知事は、排除事業の一部の施行を関係市町村の長に委託し得ることとして、都道府県知事と関係市町村長が一体となつて排除事業を行なうことができるよう規定いたしてあります。第四に、災害地域内にある農地並びに農業用施設、林業用施設及び漁業施設で、政令で定めるものの区域内に堆積している堆積土砂の排除事業を施行する者に対しまして、国がその事業費の全額を補助することとしております。第五に、この法律は公布の日から施行し、法律の施行前に実施された排除事業に対しても適用されることとしております。

いて役員であつた者を含む。)」を「(取扱の日前三十日以内において、法人である場合においては、その役員又は法定代理人又は使用人であつた者は政令で定める使用人(以下本条中「使用人」という。)であつた者、個人である場合においては、その支配人、法定代理人又は使用人が第一号を含む。)」に改め、同項第三号中「(法人である場合においては、刑に処せられた日ににおいて役員であつた者を含む。)」を「(刑に処せられた日前三十日以内において、法人である場合においては、その役員又は使用人であつた者、個人である場合においては、その支配人、法定代理人又は使用人であつた者を含む。)」に改め、同項第六条中「建設省令」を「政令」に改める。

第二十一条第一項中「但し、」の下に「公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証に係る工事又は」を加える。

第二十二条第一項中「建設業の請負の禁止」を次のように改める。

(一括下請負の禁止)

第二十二条 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問はず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者が当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元詣負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。
第二十四条に後段として次のよう
に加える。

要件を子なる者を欠くに至つた場合又は同条第一項に規定する要件を全くに至つた場合

定により第二十八条第一項に規定する建設大臣の権限を委任された都道府県知事が同条同項に規定する処分をする場合について準用する。

2 ら清算して六十日を経過した日から施行する。

第四章 主任技術者の設置

第二十六条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条第一項に次の一号を加える。

六 建設業者が、その請け負つた建設工事を第十条の規定に違反する者に請け負わせたとき。

第二十八条第二項中「当該建設業者に対し、」の下に「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて、」を加える。

第二十九条各号列記以外の部分中の「左の各号の一に該当するときは、」の下に「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて、」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 第五条第一項各号に規定する

「役員であつた者を含む。」を「取扱の前三十日以内において、法人である場合においては、その役員又は政令で定める使用人（以下本条中「使用人」という。）であつた者、個人である場合においては、その支配人、法定代理人又は使用人であつた者を含む。」に改め、同項第三号中「（法人である場合においては、刑に処せられた日ににおいて役員であつた者を含む。）を「（刑に処せられた日前三十日以内において、法人である場合においては、その役員又は使用人であつた者、個人である場合においては、その支配人、法定代理人又は使用人であつた者を含む。）」に改め、同項に次の一号を加える。

第二十四条に次の二項を加える。
前項の場合において、建設業審議会は、必要があると認めるときは、当事者又は参考人の出頭を求めることができる。

要件をそなえる者を欠くに至つた場合又は同条第一項に規定する要件を欠くに至つた場合第二十九条第二号中「第五号」を第六号に改める。

第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条の二 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者の営業所の所在地を確認できないとき、又は建設業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいい、個人である場合においては、その支配人の所在を含むものとする。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事實を公告し、その公告の日から十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の登録を取り消すことができる。

定により第二十八条第一項に規定する建設大臣の権限を委任された都道府県知事が同条同項に規定する処分をする場合について准用する。

第三十四条第二項中「建設工事の標準請負契約約款」の下に「入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準」を加え、「及び」を並びにに改める。

第三十七条第一項本文中「六月」を「二年」に改め、同条第二項但書を削除する。

第四十二条中「特別の必要があると認めるときは、」を「政令の定めるところにより、第二十八条第一項及び第三項並びに」に改める。

第四十四条中「第三十二条」を「第二十四条第二項及び第三十三条」に改める。

2 この法律施行の際、現に建設業を営んでゐる者で、この法律の施行によつて新たに建設業法第四条第一項の規定により登録を受けなければならなくなつたものは、同法同条同項による登録を受けないでも、この法律施行の日から起算して六十日を限り、建設業者とみなす。その者がその期間内に同法第六条の規定により登録を申請した場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

建設業法第十八條から第二十四条まで、第二十六条及び第四十条の規定は、前項の規定により建設業者とみなされた者については、適用しない。

建設業法第十七条の規定は、附則第二項後段の規定により建設業

第三十一条中「又は都道府県知事」を「若しくは都道府県知事又は当該建設業者が建設業を営んでいる地を管轄する都道府県知事」に改める。

第三十二条第一項中「すべての建設業者」を「建設業者を営むすべての者」に、「その登録を受けた建設業者」を「当該都道府県の区域内で建設業を営む者（建設大臣の登録を受けた者を除く。）」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「（前項において準用する場合を含む。）」を削り、「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第一項として、同条第三項を同条第一項とする。

第三十二条に次の二項を加える。

第二項 前項の規定は、第四十二条の規定

定により第二十八条第一項に規定する建設大臣の権限を委任された都道府県知事が同条同項に規定する処分をする場合について准用する。

第三十四条第二項中「建設工事の標準請負契約約款」の下に「、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三十七条第一項本文中「六月」を「二年」に改め、同条第二項但書を削除する。

第四十二条中「特別の必要があると認めるときは」を「政令の定めるところにより、第二十八条第一項及び第三項並びに」に改める。

第四十四条中「第三十二条」を「第二十四条第二項及び第三十三条」に

2 この法律施行の際、現に建設業を営んでゐる者で、この法律の施行によつて新たに建設業法第四条第一項の規定により登録を受けなければならなくなつたものは、同法同条同項による登録を受けない。でも、この法律施行の日から起算して六十日を限り、建設業者とみなす。その者がその期間内に同法第六条の規定により登録を申請した場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

3 建設業法第十八条から第二十四条まで、第二十六条及び第四十条の規定は、前項の規定により建設業者とみなされた者については、適用しない。

4 建設業法第十七条の規定は、附

二十四条第一項及び第三十二条に改める。
第四十七条第三号を次のように改める。
「同条第一項において準用する場合を含む。」を削る。
第四十九条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
一 正当な理由がなくて第二十四条第一項の規定による出頭の要求に応じなかつた者
附 則
一 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十一条第一項第二号及び第三号並びに第二十二条の改正規定は、この法律公布の日から

2 この法律施行の際、現に建設業を営んでゐる者で、この法律の施行によつて新たに建設業法第四条第一項の規定により登録を受けなければならなくなつたものは、同法同条同項による登録を受けないでも、この法律施行の日から起算して六十日を限り、建設業者とみなす。その者がその期間内に同法第六条の規定により登録を申請した場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

3 建設業法第十八条から第二十四条まで、第二十六条及び第四十条の規定は、前項の規定により建設業者とみなされた者については、適用しない。

4 建設業法第十七条の規定は、附則第二項後段の規定により建設業者とみなされた者の登録が同法第十一条第一項の規定により拒否された場合について適用する。

5 前項において適用する建設業法第十七条第一項後段に規定する通知をしなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

6 改正後の建設業法第五条第二項の規定は、この法律施行の際、現に建設大臣の登録を受けている者又はこの法律施行の日前若しくは施行の日から起算して六十日以内において建設大臣に登録を申請した者については、適用せず、これらの者については、なお、改正前の建設業法第二十七条及び第四十

官報(号外)

七条第三号の規定の例によるものとする。

7 この法律施行の際、現に建設業審議会の委員である者の任期は、この法律施行の日前に委員であつた期間を通算する。

〔石川清一君登壇・拍手〕

○石川清一君 只今議題となりました建築士法の一項を改正する法律案について、建設委員会の審議の経過と結果について、建設委員会の審議の経過と結果を御報告いたします。

本法案の改正の内容は、一級建築士の受験資格に関する点と、引揚者等に対する免許の特例に関するものであります。その概要是、建築士法第十四条によりますと、学校教育法による大学の卒業者に対するは建築に関する実務経験二年以上、短期大学の卒業者に対するは四年以上が必要とされております。併し短期大学には修業年限が二年とのものと三年とのものとがありますので、三年制の卒業者については、四年制の大学卒業者との均衡上、実務の経験年数を一年短縮して三年としたことがあります。第二点は、同法施行の当初、経過措置として、相当の実務経験のある者に対するは、昭和二十六年四月三十日までに申請することによつて、試験によることがなく、選考によつて建築士の免許が与えられたのであります。それ以後に国内に引揚げた者はその特典を受けることができませんので、今回これらの人々に対するは、一括下請負の禁止を強化するための登録の取消は必ず建設業審議会に諮問することといたしましたことであります。本法案は、去る七月二十三日、本委員会に付託され、一昨日提案者より提案理由の説明を聽取し、提案者並びに政府委員との間に質疑が行われたのであります。

本法案は、去る七月二十三日、本委員会に付託され、一昨日提案者より提

あります。が、詳細は速記録によつて御覽をお願いしたいと存じます。次いで

審議を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致可決すべきものと

決定した次第であります。

以上御報告申上げます。

次に、建設業法の一部を改正する法

案について、建設委員会の審議の経過と結果を御報告いたします。

本改正法律案は、建設業法実施四年

間の経験に鑑み、同法適用範囲の拡大、建設業者登録要件の強化、一括下請負

禁止の強化及び建設業審議会委員の任

期延長と権限の強化等であります。

法案の主なる内容は、現行建設業法

では、板金工事外八種類の工事につい

ては、それだけを請負う業者は同法の

適用外としておるのであります。最近

は、この種の工事も、その重要性、請

食金額からも、他の適用工事と差別す

ることができなくなつたので、壁紙工

年のものと三年のものとがありますの

で、三年制の卒業者については、四年

制の大学卒業者との均衡上、実務の経

験年数を一年短縮して三年としたこと

であります。第二点は、同法施行の当

初、経過措置として、相当の実務経験

ある者に対するは、昭和二十六年四

月三十日までに申請することによつて、試験によることがなく、選考によつて建築士の免許が与えられたのであります。それ以後に国内に引揚げた者はその特典を受けることができませんので、今回これらの人々に対するは、前回同様選考の機会を与えるよと予るものであります。

本法案は、去る七月二十三日、本委員会に付託され、一昨日提案者より提

案理由の説明を聽取し、提案者並びに

政府委員との間に質疑が行われたのであります。

あります。が、詳細は速記録によつて御覧をお願いしたいと存じます。次いで

審議を省略して原案に賛成する旨の発言がされたことがあります。

〇河井彌八君 別に御発言もな

い。

委員会の審議においては、「現在の登録制度に過ぎぬ、又、標準的な契約を中央建設業審議会が採用を勧告するにとどまり、依然として片務的契約が多い。特に紛争処理は手続等が不備で、発注者側の一方的決定による場合が多い。紛争処理の機関、手続等を法制化するか、少くとも標準契約にこれを規定することが必要である」とあります。

建設業者登録要件の強化、一括下請負の強化及び建設業審議会委員の任期延長と権限の強化等であります。

建設業法の一部を改正する法律案について、建設委員会の審議の経過と結果を御報告いたします。

本改正法律案は、建設業法実施四年

間の経験に鑑み、同法適用範囲の拡大、建設業者登録要件の強化、一括下請負

禁止の強化及び建設業審議会委員の任

期延長と権限の強化等であります。

法案の主なる内容は、現行建設業法

では、板金工事外八種類の工事につい

ては、それだけを請負う業者は同法の

適用外としておるのであります。最近

は、この種の工事も、その重要性、請

食金額からも、他の適用工事と差別す

ることができなくなつたので、壁紙工

年のものと三年のものとがありますの

で、三年制の卒業者については、四年

制の大学卒業者との均衡上、実務の経

験年数を一年短縮して三年としたこと

であります。第二点は、同法施行の当

初、経過措置として、相当の実務経験

ある者に対するは、昭和二十六年四

月三十日までに申請することによつて、試験によることがなく、選考によつて建築士の免許が与えられたのであります。第三点は、建設業法違反で処分された場合、その営業所の代表者等が会社から独立して一定の資格を備えた技術者を置くことに関する要件を強化すると共に、会社が建設業法違反で処分された場合、その営業所の代表者等が会社から独立して一定の資格を備えた技術者を置くこと

であります。

建設業法

の営業所の代表者等が会社から独立して一定の資格を備えた技術者を置くこと

であります。

建設業法

りでござります。この問題の重大性を政府としても十分に認識しておることを申上げて、政府の所信を披瀝いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 日程第五、理

科教振興法案、(衆議院提出)

日程第六、私立学校教職員共済組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(河井彌八君) 日程第五、理科教振興法案、(衆議院提出)

日程第六、私立学校教職員共済組合

法案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。文部委員長川村松助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。

参議院議長 堤 康次郎

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。

参議院議長 河井彌八殿

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 理科教育審議会(第四条)

第三章 国の補助(第九条 第十一条)

附則

(この法律の目的)
第一条 この法律は、理科教育が文化的な国家の建設の基礎として特に重要な使命を有することにかん

がみ、教育基本法(昭和二十一年法律第二十五号)及び学校教育法

によりて、この法律は、理科教育が文化的な国家の建設の基礎として特に重要な使命を有することにかんがみ、教育基本法(昭和二十一年法律第二十五号)及び学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)の精神にのつとり、理科教育を通じて、科学的な知識、技能及び態度を習得させるとともに、工夫創造の能力を養い、もつて日常生活を合理的に営み、且つ、わが国の発展に貢献しうる有為な国民を育成するため、理科教育の振興を図ることを目的とする。(定義)

第一条 この法律で「理科教育」とは、小学校(盲学校、ろう学校及び難讀学校の小学部を含む。以下同じ。)、中学校(盲学校、ろう学校及び難讀学校の中学校部を含む。以下同じ。)又は高等学校(盲学校、ろう学校及び難讀学校の高等部を含む。以下同じ。)において行われる理科に関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、文部大臣が任命する。

第二条 この法律で「他の法律」は、國は、この法律及び他の法令の定めるところにより、理科教育の振興を図るために努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるよろんな方法によつて理科教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、理科教育

の定めるところにより、理科教育

第五条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第六条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第七条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第八条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第九条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第十条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第十二条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第十三条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第十四条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第十五条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第十六条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第十七条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第十八条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第十九条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第二十条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第二十二条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第二十三条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第二十四条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第二十五条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第二十六条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第二十七条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第二十八条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第二十九条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第三十条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第三十二条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第三十三条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第三十四条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第三十五条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第三十六条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第三十七条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第三十八条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第三十九条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第四十条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第四十一条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第四十二条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第四十三条 審議会は、二十人の委員で組織する。(組織)

第二章 理科教育審議会

第一节 理科教育審議会

一 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

二 この法律施行後最初に任命される委員は、当該審議会の委員に對し、予算の範囲内において費用の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において費用の二分の一を、当該現職教育又は養成を行ふ大学が当該現職教育又は養成のため使用する設備を補助する。

三 前項に規定するもの外、国

は、公立学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる

者の中から任命される者のうち、半数の者の任期は、第五条第三項の規定にかかわらず、一年とす。

四 委員は、再任されることができる。

五 委員は、その職務を行うために残任期間とする。

六 委員は、再任されることができない。

七 委員は、非常勤とする。

八 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

九 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

十 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

十一 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

十二 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

十三 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

十四 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

十五 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

十六 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

十七 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

十八 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

十九 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

二十 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

二十一 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

二十二 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

二十三 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

二十四 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

二十五 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

二十六 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

二十七 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

二十八 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

二十九 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

三十 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

三十一 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

三十二 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

三十三 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

三十四 委員は、その職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

附則

一 この法律は、昭和二十四年法律第二百四十六号の一部を改正する。

二 この法律施行後最初に任命される委員は、くじで定める。

三 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

四 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のよう改正する。

五 生審議会の項の前に次の二項を加える。

六 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

七 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

八 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

九 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

十 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

十一 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

十二 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

十三 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

十四 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

十五 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

十六 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

十七 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

十八 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

十九 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

二十 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

二十一 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

二十二 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

二十三 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

二十四 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

二十五 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

二十六 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

二十七 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

二十八 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

二十九 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

三十 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

三十一 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

三十二 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

三十三 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

三十四 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

三十五 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

三十六 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「経費」の下に
〔理科教育振興法（昭和二十八年
法律第号）第九条に規定する
経費を除く。〕を加える。
〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

私立学校教職員共済組合法案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。

昭和二十八年七月二十九日
衆議院議長 堀 康次郎

参議院議長河井彌八殿

(小字及び一は委嘱院修正)

私立学校教職員共済組合法案
私立学校教職員共済組合法
第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 役員及び職員（第七条—
七条）

第五章 業務

第一節 総則（第十八条—第十
九条）

第二節 給付（第二十条—第一
十五条）

第三節 福祉施設（第二十六条—
第六章 拠金及び国庫補助金（第
二十七条—第三十五条）
第七章 審査会（第三十六条—第
三十八条）
第八章 会計（第三十九条—第四
十一条）

第一条 私立学校教職員共済組合
は、私立学校教職員の相互扶助事
業を行い、その福利厚生を図り、
もつて私立学校教育の振興に資す
ることを目的とする。

(法人格等)

第二条 私立学校教職員共済組合
(以下「組合」といふ。)は、法人と
する。

2 組合は、主たる事務所を東京都
に置き、必要な地に從たる事務所
を置くことができる。

(定款)

第三条 組合は、定款をもつて左の
各号に掲げる事項を規定しなけれ
ばならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 運営審議会に関する事項

六 組合員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事
項

(役員の職務)

第八条 理事長は、組合を代表し、
その業務を總理する。

2 理事は、定款で定めるところに
より、組合を代表し、理事長を補
佐して組合の業務を掌理し、理事
長に事故があるときはその職務を

十二 その他組合の業務に関する
重要事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可
を受けなければ、その効力を生じ
ない。

(登記)

第四条 組合は、政令で定めるとこ
ろにより、登記をしなければなら
ない。

2 前項の規定により登記しなけれ
ばならない事項は、登記の後でな
ければ、これをもつて第三者に對
抗することができない。

3 登記した事項は、登記所におい
て、遅滞なく公告しなければなら
ない。

(名称使用の制限)

第五条 組合でない者は、私立学校
教職員共済組合といふ名称又はこ
れに類似する名称を用いてはなら
ない。

(非課税)

第六条 組合の給付として支給を受
ける金品のうち、退職給付及び休
業手当金以外の給付については、
これを標準として、租税その他の
公課を課さない。

(兼職の禁止)

第七条 組合に役員として、理事長
一人、理事三人以上六人以内及び
監事一人を置く。

(運営審議会)

第十二条 組合の業務の適正な運営
を図るために、組合に運営審議会を
置く。

2 運営審議会の委員は、十五人以
内とし、組合員、組合員を使用す
る学校法人、同法第六十四条第
四項の法人又は組合(以下「学校法八
等」という。)に使用される者(以下
「教職員等」という。)は、組合員と
する。但し、左の各号に掲げる者
は、この限りでない。

(組合員)

第十四条 私立学校法第三条に定め
る学校法人、同法第六十四条第
四項の法人又は組合(以下「学校法八
等」という。)に使用される者(以下
「教職員等」という。)は、組合員と
する。但し、左の各号に掲げる者
は、この限りでない。

代理し、理事長が欠員のときはそ
の職務を行う。

3 監事は、組合の業務を監査す
る者のうちから、文部大臣が委嘱
する。

3 文部大臣は、前項の規定により
委員を委嘱する場合においては、
一部の者の利益に偏ることのな
いように、相当の注意を払わなけ
ればならない。

4 第九条第二項及び第三項の規定
は、第二項の委員について適用す
る。

(運営審議会の職務)

第十三条 左の各号に掲げる事項に
ついては、理事長において、あら
かじめ、運営審議会の意見を聞か
なければならない。

1 定款の変更

2 業務方法書の変更

3 每事業年度の予算

4 重要な財産の処分又は重大な
義務の負担

5 訴訟又は訴願の提起及び和
解

6 その他組合の業務に関する重
要事項で、定款をもつて定める
事項

2 前項に規定する事項のほか、運
営審議会は、理事長の諮問に応
じ、又は必要と認める事項につい
て、理事長に建議することができます。

(組合員)

第四章 組合員

一 専任でない者
二 臨時に使用される者
三 前二号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

(組合員の資格の取得)
第十五条 教職員等は、前条各号に掲げる者を除き、その教職員等となつた日(前条各号に該当する者がこれに該当しない教職員等となつたときは、そのなつた日)から、組合員たる資格を取得する。

(組合員の資格の喪失)
第十六条 組合員は、左の各号に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日から組合員たる資格を喪失する。但し、第二号から第十四号までに掲げる事由に該当するに至つた日にさらに教職員等(第十四条各号に掲げる者を除く。)となつたときは、この限りでない。

一 死亡したとき。
二 退職したとき。

三 第十四条各号に掲げる者となつたとき。

四 その使用される学校法人等が解散したとき。

(組合員たる期間)
第十七条 組合員たる期間は、組合員たる資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

第五章 業務

第一節 総則

(業務)
第十八条 組合は、第一条に規定する目的を達成するため、左の各号に掲げる業務を行ふ。

一 組合員の疾病、負傷、廃疾、死亡、分べん、退職、災やく又は休業に関する給付

二 組合員の被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん又は災やく又は扶養者に關する給付

三 前各号に掲げるもののほか、組合員の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業

(業務方法書)
第十九条 組合は、業務方法書を定め、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 医療機関との契約に関する事項
二 福祉施設に関する事項
三 その他組合の業務の執行に関する必要な事項

2 組合は、業務方法書を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

第二節 給付

(給付)
第二十条 組合は、第十八条第一号及び第二号に掲げる給付として、保健給付、退職給付、廃疾給付、遺族給付、り災給付及び休業給付を行う。

(給与の範囲)
第二十一条 この法律において「給与」とは、組合員たる教職員等が、勤務の対價として受ける給料、俸給、手当又は賞与及びこれに準ずるものとす。但し、臨時に受けるもの及び三月をこえる期間ごとに受けるものとす。

2 給与の一部が金錢以外のものである場合においては、その価額は、その地方の時価により、理

長が定める。

(標準給与)
第二十二条 標準給与の等級及び月額は、組合員たる教職員等の給与

は、その月額の二十五分の一に相当する額とする。

月額に基き左の区分により定め、各等級に対応する標準給与の月額は、その月額の二十五分の一に相当する額とする。

(平均標準給与)
第二十三条 平均標準給与の月額は、組合員の資格を喪失した日の前五年間の各月における標準給与

の月額の合算額の六十分の一に相当する額とし、平均標準給与の日

額は、平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額とする。

2 前項の規定により算出した平均標準給与の月額が、組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額よりも少いときは、その除して得た額をもつて平均標準給与の月額とする。

3 組合員であつた期間が五年に満たない者の平均標準給与の月額は、組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額とする。

(給付額等の端数計算)
第二十四条 給付額、標準給与の日額及び平均標準給与の月額又は日額に一円に満たない端数を生じたときは、これを一円に切り上げ

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	四、〇〇〇円	四、五〇〇円未満
第二級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上
第三級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上
第四級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上
第五級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上
第六級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上
第七級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上
第八級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円未満
第九級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上
第十級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上
第十一級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上
第十二級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上
第十三級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上
第十四級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上
第十五級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円未満
第十六級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上
第十七級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円未満
第十八級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上
第十九級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上

2 遅その他の一定期間により支給される給付については、そ

れに相当する額を給与月額として前項の規定を適用する。

3 標準給与は、組合員の資格を取

得した日の現在により定める。

(国家公務員共済組合法の準用)

第二十五条 この節に規定するもの

のほか、第十八条第一号及び第一号に掲げる給付については、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第十八条及び第二十条から第六十二条までの規定

を準用する。この場合において、左表上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるのは、それぞれ同表下欄のよう読み替えるものとする。

第二十四条の三第一項	第十七条各号	私立学校教職員共済組合法第二十条
第三十条第一項	公務	
第三十七条第一項	職務	
第四十二条第一項	標準給与の月額	
第五十五条第一項	標準給与の月額	
第五十七条第一号及び第四号	標準給与の月額	
第五十四条	標準給与の月額	
第五十三条	標準給与の月額	
第五十二条	標準給与の月額	
第五十一条第一項	標準給与の月額	
第五十条第二項	標準給与の月額	
第五十九条第一項	標準給与の月額	
第四十二条第一項	標準給与の月額	
第四十一条第一項	標準給与の月額	
第三十九条第二項	標準給与の月額	
第四十二条第二項	標準給与の月額	
第四十四条	標準給与の月額	
第四十五条第二項	標準給与の月額	
第四十六条第二項	標準給与の月額	
第四十七条第二項	標準給与の月額	
第五十二条第三号	標準給与の月額	
第五十一条第二項	標準給与の月額	
第五十条第二項	標準給与の月額	
第五十九条第二項	標準給与の月額	
第四十二条第二項	標準給与の月額	
第四十四条	標準給与の月額	
第四十五条第二項	標準給与の月額	
第四十六条第二項	標準給与の月額	
第四十七条第二項	標準給与の月額	
第五十二条第三号	標準給与の月額	
第五十一条第一項及び第二項	標準給与の月額	
第五十五条第一項及び第二項	標準給与の月額	
第五十六条第一項	標準給与の月額	
第五十七条	標準給与の月額	

第五十七条第六号	所屬機關の長	私立學校教職員共済組合の理事長
第五十九条	懲戒処分を受け	公務員の場合における懲戒の事由により解雇せられ

(福祉施設) 第三節 福祉施設

第二十六条 組合は、第十八条第三号に掲げる事業として、左の各号

に掲げる福利及び厚生に関する業務を行う。

一 組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の經營

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三 組合員の臨時の支出に対する貸付

四 その他前各号に附帯する業務

(掛金) 第六章 掛金及び国庫補助金

県の補助

第二十七条 組合は、その業務に要する費用にあたるため、掛金を徴収する。

2 前項の規定による掛け金は、組合員の標準給与の月額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額と掛け金との割合は、政令で定める範囲内において、定款で定める。

(掛け金の折半負担) 第二十八条 組合員及びその組合員を使用する学校法人等は、前条の規定による掛け金を折半して、これ負担する。

(掛け金の納付義務及び給与からの控除等) 第二十九条 学校法人等は、自己及

びその使用する組合員の負担すべき毎月の掛け金を、翌月末日までに組合に納付する義務を負う。
2 学校法人等は、組合員の給与を支給するときは、その給与から当該組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛け金(組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛け金)に相当する金額を控除することができる。
3 学校法人等は、組合員が組合に対して支払うべき第二十六条第三号の貸付金の返還の債務がある場合において、組合から求められたときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合に支払わなければならぬ。
4 前項の場合において、掛け金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛け金は、その納付のあつた掛け金額を控除した金額による。
5 延滞金を計算するにあたり、掛け金に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 督促状に指定した期限までに掛け金を完納したとき、又は前三項の規定によって計算した金額で千円未満のときは、延滞金は、徵收しない。
7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
8 (滞納処分)
第三十一条 前条の規定による督促を受けた学校法人等が、その指定の期限までに掛け金を完納しないときは、学校法人等又はその財産のある市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項の市にあつては区とする。以下同じ)は、組合の請求により、市

町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、組合は、文部大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

(先取特権の順位)

第三十二条 指定金その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、國税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四条ノ十の規定を準用する。

(書類の添付)

第三十三条 指定金その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、國税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四条ノ十の規定を準用する。

(時効)

第三十四条 指定金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中止、停止その他の事項に関しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。但し、組合のなす指定期の他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第二百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断の効力を有する。

(国庫補助金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費を補助することができる。

一 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用の百分の十

二 組合の事務に要する費用

2 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において組合の業務に要する経費について補助することができる。

第七章 審査会

(審査の請求)

第三十六条 給付に関する決定、指定期の他この法律の規定による徴収金の微収又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある者は、審査会に対し、文書又は口頭をもつて審査を請求することができる。

(審査会)

第三十七条 審査会は、組合に属せしめられた事項をつかさどる。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 前項の委員は、組合員を代表する者、学校法人等を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、文部大臣が委嘱する。

4 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の委員について準用する。

(国家公務員共済組合法の適用)

第三十八条 前二条に規定するもののはか、審査会については、國家公務員共済組合法第七十一条第二項及び第三項並びに第七十四条から第七十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第七

十一条第三項中「第一項」とあり、又は第七十五条第三項中「第七十一条第一項」とあるのは「私立学校教員共済組合法第三十六条」と、第七十七条第三項中「決定又は徵収の通知があつた日」とあるのは「決定期若しくは徵収の通知があつた日」と、第七十五条第二項中「政府を代表する委員」とあるのは「学校法人等を代表する委員」と読み替えるものとする。

第十八条 会計

第三十九条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(予算及び決算)

第四十条 組合は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受ければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

2 組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

3 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算後一月以内に、これを運営審

議会に提出しなければならない。

4 組合は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅く同項の財務諸表を官報に公示しなければならない。

第十九章 監督

第四十二条 組合は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第四十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、組合に対して、その業務に關し、監督上必要な命令を下すことができる。

2 組合は、文部大臣が監督するとき、文部大臣が委嘱する。

(報告及び検査)

第四十四条 文部大臣は、必要があると認めるときは、組合に対して業務及び資産の状況に關し報告をするべきである。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生大臣は、組合に対して、随時、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

(役員の解任)

第四十五条 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く命令(第四十三条に規定する文部大臣の監督上の命令を含む)又は定款に違反したとき。

2 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

3 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

4 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他の前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

第五章 犯罪

第五十六条 文部大臣は、組合の保健給付についての第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第三十一条第三号の規定による支払の適正化を図るために必要があると認めるときは、同号に規定する医療機関に對して必要な報告を求め、又は当該職員をして同号の規定による診療を行つた医療機関の病院若しくは診療所について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生大臣は、組合に対して、随時、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

第五十七条 文部大臣は、正當な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をされれたものと解してはならない。又は同項の同意を拒んだときは、文部大臣は、組合に対して当該医療機関に対する費用の支払を

一時差し止めるべきことを命ずることができる。

(組合の報告徴取等)

第四十七条 組合は、文部省令で定めるところにより、組合員を使用する学校法人等に、その使用する組合員の異動、給与等に関する報告をさせ、又は文書を提示させ、その他組合の業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 組合は、文部省令で定めるところにより、組合員又はこの法律により給付を受けるべき者に、組合又は学校法人等に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。
三 第四十一条第四項の規定に違反して、公告を高り、又は不実の公告をしたとき。

四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

三 第四十一条第四項の規定に違反して、公告を高り、又は不実の公告をしたとき。

四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

三 第四十一条第四項の規定に違反して、公告を高り、又は不実の公告をしたとき。

四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

三 第四十一条第四項の規定に違反して、公告を高り、又は不実の公告をしたとき。

四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

三 第四十一条第四項の規定に違反して、公告を高り、又は不実の公告をしたとき。

四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

三 第四十一条第四項の規定に違反して、公告を高り、又は不実の公告をしたとき。

四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

三 第四十一条第四項の規定に違反して、公告を高り、又は不実の公告をしたとき。

四 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

三 第四十一条第四項の規定に違反して、公告を高り、又は不実の公告をしたとき。

事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4 文部大臣は、設立委員を命じ、組合の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

6 前項の認可があつたときは、設立委員は、過滞なく、その事務を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

7 前二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 組合は、設立の登記をすることによつて成立する。

9 組合の最初の事業年度は、第三十九条第一項の規定にかかる限り、昭和二十九年一月一日に始まり、同年三月三十一日に終るものとする。

10 私立の盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。

11 (恩給財團等の解散) 財團の解散の際にその加入教職員である者に対してこの法律による給付を行なう場合には、その者の恩給財團の加入教職員であつた期間(その期間の計算については、従前の例による。以下同じ。)は、この法律による組合員であつた後(組合員であつた期間とみなし)、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による組合員となつた後(組合員となつた後)の組合員であつた期間とを合算する。

12 前項の規定により合算される組合員であつた後(組合員となつた後)の被保険者であり、且つ、恩給財團の加入教職員である者に対するこの法律による給付を行なう場合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかるらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、いずれか長い方の期間(その期間が等しい場合には、そのうち一方の期間)のみと、その者がこの法律により組合員となつた後(組合員となつた後)の組合員であつた期間とを合算するものとして、この場合における平均標準給与の月額の計算については、政令で必要な定額を設けることができる。

13 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者に対するこの法律による給付を行なう場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間(その期間の計算については、厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四条から第二十五条ノ一まで)の規定の定めるところによる。以下の計算においては、厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第二十四条から第二十五条ノ一までの規定の定めるところによる。以下同じ。)は、この法律による組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその者がこの法律による組合員となつた後(組合員となつた後)の組合員であつた期間とを合算する。

14 第十一項前段の規定による恩給財團の解散の際にその加入教職員である者に対してこの法律による給付を行なう場合には、その者の恩給財團の加入教職員であつた期間のうち、いずれか長い方の期間(その期間が等しい場合には、そのうち一方の期間)のみと、その者がこの法律により組合員となつた後(組合員となつた後)の組合員であつた期間とを合算するものとして、この場合における平均標準給与の月額の計算については、政令で必要な定額を設けることができる。

15 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなし、この法律による組合員となつた後(組合員となつた後)の組合員であつた期間とを合算する。

16 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であり、且つ、恩給財團の加入教職員である者に対するこの法律による給付を行なう場合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかるらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間とを合算するものとして、この場合における平均標準給与の月額の計算については、政令で必要な定額を設けることができる。

17 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなし、この法律による組合員となつた後(組合員となつた後)の組合員であつた期間とを合算する。

は、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

12 前項の財團法人の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定められる。

(厚生年金保険の被保険者であつた期間) 13 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者に対するこの法律による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給与の月額とみなす。

14 前項の規定により恩給財團の加入教職員であつた期間とみなし、この法律による標準報酬月額をもつて、その期間における各月の厚生年金保険法による標準給与の月額をもつて、それぞれ当該各月におけるこの法律による標準給与の月額とみなす。

15 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなし、この法律による組合員となつた後(組合員となつた後)の組合員であつた期間とを合算する。

16 組合成立の際現に厚生年金保険の被保険者であり、且つ、恩給財團の加入教職員である者に対するこの法律による給付を行なう場合においては、第十三項又は第十四項の規定にかかるらず、第十三項の規定により合算されるべき厚生年金保険の被保険者であつた期間とを合算する。

17 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなし、この法律による組合員となつた後(組合員となつた後)の組合員であつた期間とを合算する。

18 第九条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

19 前項の規定により指名された者は、組合成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理

20 組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者が、組合の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、組合に対しても同項の刑を科する。

21 第五十二条 左の各号の一に該当す

22 第五十三条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

23 第五十四条 第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出させることができる。

24 第五十五条 第五条の規定に違反して、私立学校教職員共済組合といふ名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

25 附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第一項から第六項まで及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

2 (組合の設立)

3 文部大臣は、組合の設立前に、第九条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

4 第五十六条 第二項の規定により指名された者は、組合成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理

保険の被保険者であつた期間をこの法律による組合員であつた期間とみなして、退職給付、廃疾給付又は遺族給付が行われた場合において、退職給付又は遺族給付について、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたとき、廃疾給付については、その期間が組合員であつた期間とみなされたことにより給付が行われたものであるときは、その給付に要する費用は、組合と厚生保険特別会計とが負担する。但し、当該組合員を厚生年金保険の被保険者とみなし、組合員であつた期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行うことができないときは、この限りでない。

前項の場合において、負担割合その他の費用の負担に關して必要な事項は、政令で定める。

(保険給付の調整)

組合成立の際境に厚生年金保険の被保険者である者に対する厚生年金保険法による保険給付については、第十三項の規定によりその者の厚生年金保険の被保険者であつた期間が、この法律による組合員であつた期間とみなされることに伴い相当と認められる限度において、政令で定めるところにより、調整を行うことができる。

(恩給財団の例による長期給付)

第一項前段の規定による恩給財団の解散の際境にその加入教職員である者が、組合成立の日から十日以内に文部大臣に申請したと

きは、その者の退職、歿疾又は死亡に関する給付（埋葬に關する給付を除く。）に関する事項のうち、給付の種類、給付事由、給付の内容及び掛金の額については、組合成立の日から引き続き恩賜財団における従前の例によるものとする。

ける従前の例による給付を行ふ場合においては、同項の者がこの法律による組合員となつた後の組合員であつた期間は、恩給財団の加入教職員であつた期間とみなし、これとその者の恩給財団の教職員であつた期間とを合算する。

組合成立の日から二十日以内に文部大臣の認可を受けたときは、当該健康保険組合を組織する被保険者は、保健給付、り災給付及び休業給付に關しては、この法律による組合員にならないものとする。組合成立後に新たに当該学校法人に使用される者で、健康保険法（大正十一年法律第七十号）に照らし当該健康保険組合を組織すべきものも、同様とする。

(適用除外)
組合成立の際に、被健康保険者である健常保険者は厚生年金保険の被保険者である者を雇用するは学校法人等が、その設置する私立学校による法律による組合員となるべき当該私立学校に勤務するすべての教職員が健康保険又は厚生年金保険の被保険者でないものを除く。以下同じ)こと。

昭和二十八年八月三日 參議院会議録第三十二号 理科教育振興法案外一件

に当該私立学校に勤務する教職員（健康保険組合を組織してゐる場合においては、当該組合の組合員たる教職員。以下同じ。）の過半数が、組合の同意を得て、組合成立の日から三十日以内に

を適用する場合においては、同法第三十四条第一項第一号中「医療給付」とあるのは「障害年金保険法による障害年金又は障害手当金」と読み替えるものとする。

27 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

24 私立学校法第三条に定める学校

第十九条第七号中 — 私立学校振興会の下に「私立学校教職員共濟組合」を、「私立学校振興会法」の下に「私立学校教職員共濟組合」とする。

に次の二号を加える。

記　初底說法（明治三十二年法庫第

正月の風

第六十九回

組合法第二十条ニ掲タル給付、同法第二十六条第一号ノ

29
所得稅法(昭和二十二年法律第

第三条第一項第十二号中「並び
正する。

「町村職員恩給組合連合会並びに私立学校教職員共済組合」に改め

第八条第六項第六号の次に次の
一號を加える。

六の二 私立学校教職員共済組

- 合法の規定により組合員として負担する掛金
法人税法(昭和二十二年法律第
二十八号)の一部を次のように改
正する。

第五条第四号中「並びに町村職
員恩給組合連合会」を「町村職員
恩給組合連合会並びに私立学校教
職員共済組合」に改める。

31 地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のように
改正する。

第七百四十三条第四号中「並び
に町村職員恩給組合連合会の事
業」を「町村職員恩給組合連合会
の事業並びに私立学校教職員共済
組合の事業」に改める。

32 厚生保険特別会計法(昭和十九
年法律第十号)の一部を次のように
改正する。

附則に次の一条を加える。

第二十三条 第五条ノ規定ニ拘ラ
ズ当分ノ間私立学校教職員共
済組合法(昭和二十八年法律
第一号)附則第十七項ノ規定
ニ依ル本会計ノ負担金ハ年金勘
定ノ算出トス

33 私立学校振興会法(昭和二十七年法律第
一号)の一部を次のように改正する。
第二十二条第一項第三号中「施設等」を「施
設、事業等」に改まる。

○川村松助君登壇、拍手

本法律案は、國士も然く資源も乏しい我が國においては、科学の振興を図ることが肝要でありますので、その基礎となる学校教育における理科教育の目的を明確に規定し、公立学校の理科教育の設備を整えるために要する経費の国庫補助について規定いたしております。なお、理科教育に関する重要な事項を審議するため、中央に理科教育審議会を設けることといたしております。

委員会の審議におきましての質疑応答及び討論の詳細は会議録に譲ることといたします。採決の結果、本法律案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。次に樹木委員より附帯決議を附すべき旨の提案があり、委員会は同じく全会一致を以て可決いたしました。附帯決議の趣旨は会議録を御参照願います。

以上御報告申上げます。

次に、私立学校教職員共済組合法案につきまして御報告申上げます。

本法律案は、私立学校教職員組合を設立いたし、これをして私立学校教職員の相互扶助事業を行わしめ、その福利厚生を図り、以つて私立学校教育の振興に資することを目的としたものであります。この私立学校教職員共済組合の対象となりますものは、学校教において約四千、教職員数におきまして約七万六千人に達しますため、委員会は、本法案が、私学振興の方策として、又、社会保障制度の一環として重要な意義を有します点を考慮いたし、慎重審議の上、更に厚生委員会と連合委員会を開きまして審議を行いました。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長片桐眞吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農林漁業組合連合会整備促進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十三日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長河井彌八殿

農林漁業組合連合会整備促進法案

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業組合連合会に対する金融機関の援助につき国が助成を行う等の措置により、農林漁業組合連合会の整備を促進し、もつて農林漁業に関する協同組織の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農林漁業組合連合会」とは、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第三号、第六号、

第七号又は第九号の事業を行ふ農業協同組合連合会及び森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第一百五十四条第一項第三号又は第四号の事業を行ふ森林組合連合会であつて、都道府県の区域又はその区域をこえる区域を地区とするもの並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第三号又は第五号の事業を行ふ漁業協同組合連合会であつて、政令で定める区域を地区とするものをいう。

2 この法律において「金融機関」とは、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う漁業協同組合連合会をいう。

(整備計画の樹立)

第三条 事業の継続に著しい支障をきたすことなしにはその債務を弁済することができない農林漁業組合連合会であつて、この法律によつて整備を行おうとするものは、農林大臣の指定する日(以下「指定日」)といふ。現在により貸借対照表を作製し、これに基いて整備計画を作たなければならぬ。

2 農林漁業組合連合会は、前項の規定により貸借対照表を作製するに当つては、省令で定めるところにより、資産の適正な評価を行ひ、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

昭和二十八年八月三日 参議院会議録第三十二号

農林漁業組合連合会整備促進法案外二件

六八〇

農林漁業組合連合会は、第一項の規定により整備計画をたてるに当つては、省令で定める金融機関と協議しなければならない。

第一項の規定により整備計画をたてる場合には、その会員（准会員を除く。）の半数以上が出席する

総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

(整備の目標)
第四条 前条第一項の農林漁業組合連合会は、指定日から起算して十

年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに左に掲げる条件を満すようて整備を行わなければ

一 固定した債務の全部の整理
二 剰余金の全部の補てん
ならない。

(整備計画の内容)

一 採行する事項を定めるものとする
会員又は他の農林漁業組合連
合会との間ににおける利用及び協
力を強化するための方策

二 事業執行の体制を改善するための措置

四 固定した債務の整理
の他金融機関から受けける援助の
内容

五 欠損金の補てん
六 出資金の増加
(整備計画の適否の認定)

**第六条 第三条第一項の規定により
整備計画をたてた農林漁業組合連
合会は、省令で定めるところによ**

り、これを農林大臣に提出しなければならない。

3 第一項の場合には、第三条第三項及び第四項並びに第五条から前条までの規定を準用する。

(農林漁業組合連合会整備促進審議会)

第九条 農林省に、農林漁業組合連合会整備促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第六条第二項に定めるものの外、農林大臣の諮問に応じ、農林漁業組合連合会の整備計画の実施状況その他の農林漁業組合連合会の整備の促進に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、農林漁業組合連合会の整備の促進に関する重要な事項について関係行政機関の長に建議することができる。

第十条 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する。

一 審議会の所掌事務に関し学識経験を有する者 六人以内

二 関係行政機関の職員 三人以内

3 審議会に会長を置く。

4 会長は、委員のうちから互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

7 委員は、非常勤とする。

8 前各項に定めるもの以外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府の助成措置)

合連合会が整備を行なうに際し当該農林漁業組合連合会に対する債権の利息を減免したときは、省令で定める手続により、当該農林漁業組合連合会の整備の実績を記載し

た書類を添えて、政府に補助金の交付を申請することができる。

つた場合において、当該申請に係る農林漁業組合連合会が左に掲げる条件に適合するときは、省令で

定めるところにより、毎年、予算の範囲内において、当該金融機関に付して補助金を交付することが

一 第六条第二項（第七条及び第八条第三項）に規定する場合に付することができる。

八条第三項において整備する場合を含む。)の規定により整備計画が適当である旨の認定を受け

二一 当該整備計画に従い誠実に整備を行つてゐると認められるこ

第十三条 政府が前条の規定により
補助金を交付する場合における毎

会計年度の補助金の額は、金融機関ごとに、当該金融機関が第十一条の規定により行う申請に係る農

林漁業組合連合会についての指定
日から起算して十年以内に、且
つ、前会計年度中に減免した利息

の額を限度として、当該金融機関
が減免した利息に係る元本債権の
残高に年五分以内の率を乗じて得

た額とする。

卷之三

において適用する場合を含む。次条において同じ³)の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会の昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から指定日の属する事業年度の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金(合併)によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会にあつては、当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会から引き継いだ当該欠損金を含む⁴⁾は、当該農林漁業組合連合会の整備計画において欠損金の全部の補てんが完了することとなつてゐる事業年度までの各事業年度において、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、指定日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という)において青色申告書(法人税法第二十五条第一項の申告書をいう。以下同じ⁵⁾)を提出し、且つ、その後においても連續して青色申告書を提出している場合に限る。

第十五条 第六条第二項の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会の最初に青色申告書を提出しようとする事業年度が基準事業年度である場合には、当該農林漁業組合連合会が法人税法第二十五条第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、指定日から一月以内は提出することができる。

いるときは、合併によつて解散した農林漁業組合連合会で基準事業年度から解散の日を含む事業年度(当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の直前の事業年度を除いては、当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除いては、当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度において青色申告書を提出しないで解散する場合には、当該解散の日を含む事業年度において青色申告書を提出しているものの第十四条第一項の欠損金で当該合併によって成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度及びその事業年度終了の日後年に開始し、当該農林漁業組合連合会又は合併の日の属する事業年度又は合併の日において欠損金の全部の補てんが完了することとなつてゐる事業年度の終了の日までに終了する各事業年度においては、法人税法第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

1 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

第三十四条第一項の表中

農林物資規格調査會	農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。	農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。
農林漁業組合連合会整備促進審議會	農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二年法律第十八号)により、その権限に属せしめられた事項を行ふこと。	農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二年法律第十八号)により、その権限に改める。

2 前項の規定の適用を受ける農林漁業組合連合会で指定日から一月以内に指定日の属する事業年度が終了するものについて法人税法第二十五条第六項の規定を適用する場合には、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは「基準事業年度の終了の日」から六十日を経過した日」と読み替えるものとする。

年度又は合併の日の属する事業年度及びその事業年度終了の日後に
開始し、当該農林漁業組合連合会の整備計画において欠損金の全部
の補てんが完了することとなつて、いる事業年度の終了の日までに終了する各事業年度においては、法
人税法第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。
前項の規定は、合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合
併後存続する農林漁業組合連合会が当該合併によつて解散した農林
漁業組合連合会の解散の日を含む事業年度（当該合併によつて解散
した農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年
度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の
日を含む事業年度及びその直前の事業年度）に係る青色申告書を提出
した場合に限り適用する。

〔審査報告書は都合に附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十六十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十五日

衆議院議長 堤 康次郎

參議院議長河井齋八殿

有畜農家創設特別措置法案

有畜農家創設特別措置法

(目次)

第一条 この法律は、計画的且つ効率的に有畜農家の創設を促進するため、当分の間、これに必要な

助成指置を講ずることにより、農業經營の合理化を推進し、その結合生産力の向上に資することを目指的とする。

で定める金融機関又は有畜農家創設事業を行うため農家に家畜の購入若しくは借受に要する資金を融資する組合等(以下「融資機関」という。)と当該融資をすることによつて融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を結び損失補償を行なうときは、当該都道府県に対し、その損失補償に要した金額の二分の一に相当する金額を補助する。

2 前項の損失補償契約は、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額を損失とし、融資機関ごとに、当該融資機関がした融資ことの融資元本(農家に融資する融資機関につては当該融資の総額)のうち当該融資に係る有畜農家創設事業資金の百分の七十をこえない金額についてその百分の三十に相当する金額をその損失補償の限度とするものに限る。

3 第一項の契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならぬこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のため必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融

資について損失補償を受けない損失のてん補に充當し、なお残額があるときは、当該契約によつて融資機関が受けた損失を補償する旨の契約を結び損失補償を行なうときは、当該都道府県に対し、その損失補償に要した金額の二分の一に相当する金額を補助する。

3 第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る融資の総額は、毎年予算でその限度を定め、都道府県との当該補助に係る融資の総額は、予算の限度内で農林大臣が定める。

(政府への納付金)

第七条 前条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第三項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打切又は返還)

第六条第一項の契約を結んだ融資機関が同条第三項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ぜることができる。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

土地改良法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

2 昭和二十八年度において、第六条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における

当該補助に係る融資の総額は、同

条第四項の規定にかかるらず、二百二十億円を限度とする。

3 物品の無償貸付及び譲与等による法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のよう改訂する。

4 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のよう改訂する。

5 土地改良法の一部を改正する法律

目次中「第三節 農業協同組合の行う土地改良事業又は法人が共同して行う土地改良事業(第九十五条)」を「第三節 農業協同組合の行う土地改良事業(第九十五条)」に改め、同条中第四項を次のよう改訂する。

6 都道府県知事は、第二項の報告に基き、第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要についてその適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

7 第五条第一項を次のよう改め

第五条第一項の者は、前条第四項の規定によりその申請に係る土地改良事業の計画の概要を適当とする旨の通知を受けたとき(かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを行う土地改良区の設立の場合にあつては、第五条第二項の規定による同意があつたとき)は、省令の定めるところにより、土地改良事業計画、定款その他の必要な事項を定め、同条第一項の認可を申請することができる。

8 第七条第二項中「同条第一項の規定による同意があつた」と「同条第一項の規定による申請を同項の認可の申請」と改め、同条第四項を削る。

9 第六条の見出しを「事業の適否の認定」に改め、同条第一項を次のよう改める。

10 第七条第二項中「同条第一項の規定による申請に係る」を「同項の規定により同意を得た」と改める。

11 第九条第一項中「当該土地改良区の設立の場所を除き、前条第一項の者が同項の認可の申請をする

に同意を得た後、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要につき、都道府県知事に申請して、適否の認定を受ける

があつたときは、「に」「事項を」を「土地改良事業につき」に改め、同条第三項中「事項」を「土地改良事業」に改め、同条中第四項を次のよう改め、第五項及び第六項を削る。

12 第九条第一項中「利害關係人」という。に改め、同条第三項中「第五条第一項

の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要又は定款作成の基本となるべき事項を第七条第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款に改める。

第十六条第一項第六号中「選任」を「選舉」に改める。

第十八条第二項中「二人以上の偶数」を「一人以上」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会で選挙する。但し、土地改良区設立当時の役員は、第七条第一項の申請人及び第五条第二項の同意者のうちから申請人が選任する。

第十八条第一項中「理事」を「役員」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「理事の氏名」を「役員が就任し、又は退任したときは、その氏名」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「理事又は監事」を「役員」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「理事及び選挙による監事」を「役員」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第五項中「理事及び選挙によるべき監事」を「役員」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第五項中「理事及び選挙によるべき監事」を「役員」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 土地改良区の理事の定数の少くとも五分の四、監事の定数の少くとも一分の一は、組合員でなければならない。

第二十条中「使用者」を「職員」に改める。

第二十三条第一項中「五百人」を「三百人に改め、同条第二項但書を

次のように改める。

但し、組合員の数が千人未満の土地改良区にあつては四十人以上、千人以上五千人未満の土地改

良区にあつては六十人以上、五千人以上一万人未満の土地改良区にあつては八十人以上、一万人以上

の土地改良区にあつては百人以上でなければならない。

第二十三条第九項中「規定」の下に「第三十一条第二項から第六項までの規定を除く。」を加える。

第二十九条第一項に次の但書を加える。

但し、土地原簿については、その一部を都道府県知事の承認を受けて主たる事務所以外の場所に備えておくことができる。

第二十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条中同項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

第二十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条中同項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

第二十九条第二項中「前項」を「同項」に改める。

第四十一条第一項中「債務」を「経費」に改め、同条第一項中「前項」及び第三項中「所轄税務署長」を「管轄登記所」に改める。

第四十六条の見出し中「税務署長」及び第三項中「所轄税務署長」を「管轄登記所」に改める。

第四十八条中第二項を次のように改め、第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

2 土地改良区は、土地改良事業計画につき省令で定める重要な部分を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合において、前項の

が職務の執行に關する法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定額又は規約に違反したことの理由とし、且つ、当該役員についてではなければ、することができない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を土地改良区に提出してしなければならない。

4 前項の規定による書面の提出があつたときは、土地改良区は、総会の会日から五日前までに、当該役員に対し、その書面の写を送付し、且つ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

第三十条第一項第九号中「第九十一条第一項」を「第九十三条」に改め、同項第十号を削る。

第三十一条第四項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、三条第一項を「第九十三条」に改め、同項第十号を削る。

第三十二条第一項中「二人」を「四人」に改める。

第三十三条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第三十四条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第三十五条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第三十六条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第三十七条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第三十八条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第三十九条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第四十条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第四十一条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第四十二条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第四十三条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第四十四条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第四十五条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第四十六条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第四十七条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第四十八条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第四十九条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

第五十条第一項中「代理人は、」の下に「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同項第一項中「二人」を「四人」に改める。

認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、土地改良事業計画の要領その他の必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後地域）内にある土地について次の組合員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第六十六条第一項に後段として次のよう 加える。

この場合において、編入すべき公共団体の公用者しくは地方土地に国有地又は國若しくは地方公共団体の公用者としている土地を含むときは、土地改良区は、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認を受けなければならない。

第六十八条に次の二項を加える。

土地改良区は、運営なく、その運営されたときは、運営なく、その項目を加える。

前項において準用する第六条第二項までを「第六条第二項まで」とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

又は当該関係都道府県知事を削り、前項において準用する第六条第二項までを「第六条第二項まで」とし、同条第三項に改め、同条第三項に改め、同項を削り、

第八十六条第一項中「國營土地改良事業」の下に「又は都道府県營土地改良事業」を加える。

第八十六条第一項中「第六条第二項から第六項まで」とを「第六条第二項及び第三項」に改め、同条第三項中

「又は當該關係都道府縣知事」を削り、前項において準用する第六条第二項までを「第六条第二項まで」とし、同条第六項までを「第六項」とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

前項において準用する第六条第二項までを「第六条第二項まで」とし、同条第六項までを「第六項」とし、同条第三項に改め、同項を削り、

第八十六条第一項中「第六条第二項まで」とし、同条第六項までを「第六項」とし、同条第三項に改め、同項を削り、

「同条第五項」に改め、「農林大臣又は都道府県知事は」の下に「(その決定に係る都道府県営土地改良事業の区域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府県の知事がその協議により)」を加え、同条第五項を次のように改め、同条第七項及び第八項を削る。

5 前項の規定による申立を受けたときは、農林大臣又は都道府県知事は(その申立に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府県知事がその協議により)、第八条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、第三項に規定する継続期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

(申請によらない土地改良事業)

第八十七条の二 国又は都道府県は、第八十五条第一項の規定による申請によって行う土地改良事業を行なうことができる。

一 農地法第六十一条各号に掲げる土地(農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六条第一項の規定により、農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。)についての第二条第二項第三号に掲げる事業

二 第二条第二項第四号に掲げる事業

国又は都道府県は、前項の規定

により土地改良事業を行なう場合に

において、同項の事業に附帯して、その事業の施行に係る地域の近傍の土地について第二条第二項第一

号又は第三号に掲げる事業を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その土地における農業經營の合理化に寄与することが明らかであるとき

は、第八十五条第一項の規定による申請がない場合でも、その土地について、土地改良事業計画を定め、これらの事業を行うことがで

きる。

3 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該土地改良事業計画の要領その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

4 第二項の場合には、第八条第二項及び第三項並びに前条第三項から第六項までの規定を準用する。

(計画の変更)

第八十七条の三 農林大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画

第八十七条の二 第二項の規定による申請によって行なう土地改良事業を行なうことができる。

一 農地法第六十一条各号に掲げる

農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六条

第一項の規定により、農地法第

四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。)についての第二条第二項第三号に掲げる事業

二 第二条第二項第四号に掲げる事業

国又は都道府県は、前項の規定

により土地改良事業を行なう場合にあらかじめ、省令の定めることにより、土地改良事業計画の変更の要領その他必要な事項を公告して、土地改良事業の施行に係る地域(当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合にあつては、総会の議決を経て)規約及び土地改良事業計画の概要を定め、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3 第二項の場合には、第四十八条第三項から第六項までの規定を準用する。

(土地改良事業の変更等)

第九十五条の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行なう者は、

事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

2 前項の場合には、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による計画の変更が当該土地改良事業の利害關係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第八十七条第三項から第五項までに規定する手続を省略することができる。

4 第二項の場合には、第八条第二項及び第三項並びに前条第三項から第六項までの規定を準用する。

(計画の変更)

第八十七条の三 農林大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画

第八十七条の二 第二項の規定による申請によって行なう土地改良事業を行なうことができる。

一 農地法第六十一条各号に掲げる

農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六条

第一項の規定により、農地法第

四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。)についての第二条第二項第三号に掲げる事業

二 第二条第二項第四号に掲げる事業

国又は都道府県は、前項の規定

により土地改良事業を行なう場合にあらかじめ、省令の定めることにより、土地改良事業計画の変更の要領その他必要な事項を公告して、土地改良事業の施行に係る地域(当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合にあつては、総会の議決を経て)規約及び土地改良事業計画の概要を定め、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3 第二項の場合には、第四十八条第三項から第六項までの規定を準用する。

(農業協同組合の組合員、當該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者及び第二項の同意をした者を除く。)に對抗することができない。

4 第二項の場合には、第八条第二項の規定により定めたものと同様に、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定に

よる異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならぬ。

第九十五条第一項及び第二項を次のように改める。

農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が土地改良事業を行なう場合又は第三条に規定する資格を有する者若しくは農業協同組合連合会が土地改良事業を行なう場合には、省令の定めるところにより、(農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては総会の譲渡を経て)都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による計画の変更が当該土地改良事業の利害關係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第八十七条第三項から第五項までに規定する手續を省略することができる。

4 第二項の場合には、第八条第二項及び第三項並びに前条第三項から第六項までの規定を準用する。

(計画の変更)

第八十七条の三 農林大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画

第八十七条の二 第二項の規定による申請によって行なう土地改良事業を行なうことができる。

一 農地法第六十一条各号に掲げる

農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六条

第一項の規定により、農地法第

四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。)についての第二条第二項第三号に掲げる事業

二 第二条第二項第四号に掲げる事業

国又は都道府県は、前項の規定

により土地改良事業を行なう場合にあらかじめ、省令の定めることにより、土地改良事業計画の変更の要領その他必要な事項を公告して、土地改良事業の施行に係る地域(当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合にあつては、総会の議決を経て)規約及び土地改良事業計画の概要を定め、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3 第二項の場合には、第四十八条第三項から第六項までの規定を準用する。

(農業協同組合の組合員、當該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者及び第二項の同意をした者を除く。)に對抗することができない。

4 第二項の場合には、第八条第二項の規定により定めたものと同様に、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならぬ。

5 都道府県知事は、前項の規定に

よる異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならぬ。

当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、省令の定めるところにより、(農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては総会の譲渡を経て)都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による計画の変更が当該土地改良事業の利害關係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第八十七条第三項から第五項までに規定する手續を省略することができる。

4 第二項の場合には、第八条第二項及び第三項並びに前条第三項から第六項までの規定を準用する。

(計画の変更)

第八十七条の三 農林大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画

第八十七条の二 第二項の規定による申請によって行なう土地改良事業を行なうことができる。

一 農地法第六十一条各号に掲げる

農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第六条

第一項の規定により、農地法第

四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。)についての第二条第二項第三号に掲げる事業

二 第二条第二項第四号に掲げる事業

国又は都道府県は、前項の規定

により土地改良事業を行なう場合にあらかじめ、省令の定めることにより、土地改良事業計画の変更の要領その他必要な事項を公告して、土地改良事業の施行に係る地域(当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合にあつては、総会の議決を経て)規約及び土地改良事業計画の概要を定め、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3 第二項の場合には、第四十八条第三項から第六項までの規定を準用する。

(農業協同組合の組合員、當該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者及び第二項の同意をした者を除く。)に對抗することができない。

4 第二項の場合には、第八条第二項の規定により定めたものと同様に、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならぬ。

5 都道府県知事は、前項の規定に

よる異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならぬ。

3 第一項の場合には、第四十八条第三項から第六項までの規定を準用する。

4 第二項の場合には、第八条第二項の規定により定めたものと同様に、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならぬ。

5 規約又は土地改良事業計画の決

定は、前項の規定による公告があ

るまでは、これをもつて第三者

を経なければならない。

(当該農業協同組合の組合員、當該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者及び第二項の同意をした者を除く。)に對抗することができない。

3 第一項の場合には、第四十八条第三項から第六項までの規定を準用する。

4 第二章中第三節の次に次の二節を加える。

第四節 市町村の行う土地改良事業

第九十六条の二 市町村は、土地改

良事業を行う場合には、都道府県
知事の認可を受けなければならな
い。

市町村は、土地改良事業を行お
うとする場合には、当該市町村の
議会の議決を経て、土地改良事業
計画の概要を定め、当該事業計画
の概要その他必要な事項を公告し
て、その事業の施行に係る地域内

ある土地に(第一第二条に規定する)資格を有する者の三分の二以上の同意を得、且つ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならない。

九条まで及び第十一条第一項の規定を準用する。

り決定をする場合（当該市町村が行おうとする土地改良事業がかながい排水施設、農業用道路その他他の^{水害による被害を防ぐため}は利用上必要な

農地の保全又は利用上必要な施設等の管理のみを内容とするものであるときは、前項において準用する第八条第一項の規定により決定をする場合において、当該土地改良する場合において、当該土地改良

事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがある。

ときは、あらかじめ、その意見をきかなければならない。

したときは、遲滞なくその旨を公告しなければならない。

第九十六条の三 前条の規定により行う土地改良事業には、第三十六条、第四十六条から第五十五条まで及び第五十八条から第六十五条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「定期」とあるのは「条例」と「組合員」とあるのは「市町村の行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条の資格を有する者」と、「総会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替える。

第九十八条第一項中「六十日」を「三十日」に改める。

第九十九条第三項及び第五項中「六十日」を「三十日」に改める。

第一百十条第二項中「及び農地法第三条第二項第六号」を並びに農地法第三条第二項第六号及び第十五条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 交換分合計画に基く土地についての所有権の移転により、農地法第六十一条の規定により売り渡された土地を取得した者は、同法第七十二条の規定の適用については、同法第六十一条の規定による売渡を受けた者とみなす。

第一百六十二条及び第一百十七条中「第九十六条」の下に「及び第九十六条の三」を加える。

第一百八十八条第一項第一号中「若しくは都道府県」を、都道府県若しくは市町村」に改め、同条第五項中「当町村」に改め、同条第四項中「若しくは都道府県」を、都道府県若しくは市町村」に改め、同条第五項中「当該事業の施行に係る地域」を「当該事業に關係のある土地」に改め、「土

地帳若しくは家屋台帳の所管行を削り、同項を同条第六項とし、同条中第三項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による通知をすることができない場合には、省令の定めるところにより、公告を

し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。
土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を解任することができる。
第一百三十六条第二項中「第四十八
条第二項及び」を削る。

〔片柳眞吉君登壇、拍手〕
○片柳眞吉君　只今議題となりました。農林関係三法案につきまして、農林委員会におきまして審査の経過及び結果を報告いたします。

先づ農林漁業組合連合会整備促進法
案について申上げます。

再建整備法によつて、事業不振の農林漁業組合の再建整備に着手せられて、

今日に至つておるのでありますか、農林漁業組合連合会の再建築整備の実績を仔細に検討いたしますと、現行再建築整備法による方式のみを以てしては及びがたいところがあるのを認めざるを得

昭和二十八年八月三日、参議院会議録第三十二号。農林漁業組合連合会整備促進法案外二件

官報号外

ないのであります。いずれも多額の欠損金を有し、今後の増資に相当な困難が予想せられるばかりでなく、増資が所期の目標に達した場合においても、短期間に欠損金を補填し且つ固定化した債務を償還するに足る事業収益を収めることはむづかしい実情にありますので、ここにおいて、従来の再建整備の方針を確実に励行せしめると共に、更に農林中央金庫その他農林漁業系統金融機関において、経済事業を行なう農林漁業組合連合会に対し、その固定した債権の利子を軽減する等、積極的援助を行うことを期待し、その援助を通じて助成措置を講じ、以て農林漁業組合連合会の整備を促進し、その発達を図る目的を以て、本法草案が提案されたものであります。法律案の内容は、提案の目的によつて、窓口を通り概略即ち、この法律によつて整備の対象として考へられておりますのは、農業協同組合連合会、森林組合連合会及び漁業協同組合連合会等で、目下再建整備の過程にあるものを初めて事業不振のものであります。而してこの整備計画におきましては、今後十カ年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補填を目標とし、農林大臣は、本法によつて新たに設置せられることになつておる農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経て、大蔵大臣と協議の上、その適否を認定し、その整備計画に従つて整備を行なう連合会に対し、金融機関が債権の利息を減免した場合、その金融機関に対し、政府から

元本債権残高の五分以内の補助金を交付しようとするものであります。なお法人税上の特例を設け、整備計画が適当であると認定を受けた農林漁業組合連合会については、所得の計算上、系統金融機関においては、所得の計算上、欠損金の譲り受けた農林漁業組合連合会の税負担を軽減し、目標を達成しやすくしようとします。委員会におきましては、政府当局との間に、農業協同組合及び同連合会の事業不振、延いては欠損金及び固定化債務発生の原因並びにこれが根本対策、事業農業協同組合連合会等の金融機関によるかかるかわらす、農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会等の金融機関はこれと対照的な状態にあつて、同じ目的を以て、本法草案が提案されたものであります。法律案の内容は、提案の目的によつて窓口を通り概略として考へられておりますのは、農業協同組合連合会、森林組合連合会及び漁業協同組合連合会等で、目下再建整備の過程にあるものを初めて事業不振のものであります。而してこの整備計画におきましては、今後十カ年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補填を目標とし、農林大臣は、本法によつて新たに設置せられることになつておる農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経て、大蔵大臣と協議の上、その適否を認定し、その整備計画に従つて整備を行なう連合会に対し、金融機関が債権の利息を減免した場合、その金融機関に対し、政府から

かくして質疑を終りまして討論に入りましたところ、白井委員から、農村銀行は農業協同組合運動に期待しているが、本法も現段階においては止むを得ないものとし、政府における農業組合連合会について、所得の計算上、欠損金の譲り受けた農林漁業組合連合会の税負担を軽減し、目標を達成しやすくしようとします。委員会におきましては、政府当局との間に、農業協同組合及び同連合会の事業不振、延いては欠損金及び固定化債務発生の原因並びにこれが根本対策、事業農業協同組合連合会等の金融機関によるかかるかわらす、農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会等の金融機関はこれと対照的な状態にあつて、同じ目的を以て、本法草案が提案されたものであります。法律案の内容は、提案の目的によつて窓口を通り概略として考へられておりますのは、農業協同組合連合会、森林組合連合会及び漁業協同組合連合会等で、目下再建整備の過程にあるものを初めて事業不振のものであります。而してこの整備計画におきましては、今後十カ年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補填を目標とし、農林大臣は、本法によつて新たに設置せられることになつておる農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経て、大蔵大臣と協議の上、その適否を認定し、その整備計画に従つて整備を行なう連合会に対し、金融機関が債権の利息を減免した場合、その金融機関に対し、政府から

かくして質疑を終りまして討論に入りましたところ、白井委員から、農村銀行は農業協同組合運動に期待しているが、本法も現段階においては止むを得ないものとし、政府における農業組合連合会について、所得の計算上、欠損金の譲り受けた農林漁業組合連合会の税負担を軽減し、目標を達成しやすくしようとします。委員会におきましては、政府当局との間に、農業協同組合及び同連合会の事業不振、延いては欠損金及び固定化債務発生の原因並びにこれが根本対策、事業農業協同組合連合会等の金融機関によるかかるかわらす、農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会等の金融機関はこれと対照的な状態にあつて、同じ目的を以て、本法草案が提案されたものであります。法律案の内容は、提案の目的によつて窓口を通り概略として考へられておりますのは、農業協同組合連合会、森林組合連合会及び漁業協同組合連合会等で、目下再建整備の過程にあるものを初めて事業不振のものであります。而してこの整備計画におきましては、今後十カ年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補填を目標とし、農林大臣は、本法によつて新たに設置せられることになつておる農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経て、大蔵大臣と協議の上、その適否を認定し、その整備計画に従つて整備を行なう連合会に対し、金融機関が債権の利息を減免した場合、その金融機関に対し、政府から

かくして質疑を終りまして討論に入りましたところ、白井委員から、農村銀行は農業協同組合運動に期待しているが、本法も現段階においては止むを得ないものとし、政府における農業組合連合会について、所得の計算上、欠損金の譲り受けた農林漁業組合連合会の税負担を軽減し、目標を達成しやすくしようとします。委員会におきましては、政府当局との間に、農業協同組合及び同連合会の事業不振、延いては欠損金及び固定化債務発生の原因並びにこれが根本対策、事業農業協同組合連合会等の金融機関によるかかるかわらす、農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会等の金融機関はこれと対照的な状態にあつて、同じ目的を以て、本法草案が提案されたものであります。法律案の内容は、提案の目的によつて窓口を通り概略として考へられておりますのは、農業協同組合連合会、森林組合連合会及び漁業協同組合連合会等で、目下再建整備の過程にあるものを初めて事業不振のものであります。而してこの整備計画におきましては、今後十カ年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補填を目標とし、農林大臣は、本法によつて新たに設置せられることになつておる農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経て、大蔵大臣と協議の上、その適否を認定し、その整備計画に従つて整備を行なう連合会に対し、金融機関が債権の利息を減免した場合、その金融機関に対し、政府から

りまして、これが詳細につきましては会議録に譲ることいたしたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、清澤委員から、「本法の実施に遺憾ながらしめるため、本法案の施行に当たり特に留意すべき点は、家畜増産の前提として、家畜及び畜産物の価格の維持安定が第一要件である。これなくして、相場が常に変動し、ときに欠損を招来するが」とき事態の消滅せざる限り、本法も効果を失い、これが目的の徹底も期しがたい。政府は、この点に鑑み、速かに家畜及び畜産物の流通機構の整備並びに価格の維持に対し十分な措置を講ずべきであるとの附帯決議の動議が提出され、次に戸田委員から、從來我が国農政は米麦偏重の懐みがあるので、今後畜産をも重視し、諸般の施策を整備して、本法の成果を達成すべきである旨の意見を附して賛成があり、次に森田委員から、家畜増産の結果が農村に及ぼす影響の公正を期し、取引市場の整備を希望して賛成があり、次に上林委員から、家畜増産の結果が農村の経済に逆効果を来たすことのないよう留意し、米麦偏重を改めて、家畜を導入し、飼料の増産を図るべきであるとの意見を附して賛成があり、続いて採決に入り、全会一致を以て、清澤委員の動議にかかる附帯決議と共に原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に土地改良法の一部を改正する法律案について申上げます。

現行土地改良法は、昭和二十四年八月施行せられ、その間これが運用の状況を見ますと、或いは土地改良事業の実施手續が煩瑣過ぎ、或いは法律上

したところ、清澤委員から、「本法の実施に遺憾ながらしめるため、本法案の施行に当たり特に留意すべき点は、家畜増産の前提として、家畜及び畜産物の価格の維持安定が第一要件である。これなくして、相場が常に変動し、ときに欠損を招来するが」とき事態の消滅せざる限り、本法も効果を失い、これが目的の徹底も期しがたい。政府は、この点に鑑み、速かに家畜及び畜産物の流通機構の整備並びに価格の維持に対し十分な措置を講ずべきであるとの附帯決議の動議が提出され、次に戸田委員から、從來我が国農政は米麦偏重の懐みがあるので、今後畜産をも重視し、諸般の施策を整備して、本法の成果を達成すべきである旨の意見を附して賛成があり、次に森田委員から、家畜増産の結果が農村に及ぼす影響の公正を期し、取引市場の整備を希望して賛成があり、次に上林委員から、家畜増産の結果が農村の経済に逆効果を来たすことのないよう留意し、米麦偏重を改めて、家畜を導入し、飼料の増産を図るべきであるとの意見を附して賛成があり、続いて採決に入り、全会一致を以て、清澤委員の動議にかかる附帯決議と共に原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に土地改良法の一部を改正する法律案について申上げます。

現行土地改良法は、昭和二十四年八月施行せられ、その間これが運用の状況を見ますと、或いは土地改良事業の実施手續が煩瑣過ぎ、或いは法律上

不備な点が認められますので、この際、実施手續を簡素にし、不備を是正して、以て土地改良事業の円滑な実施を推進しようとするのが本法律案を提出するに至つた理由とされているのであります。

さて、

即ち、第一は、土地改良区の設立手続の簡素化についてあります。従来、土地改良区を設立するには、土地改良事業の計画の概要及び定款作成の基本となるべき事項等について、都道府県知事が予備審査と本審査との二段

審査を行ふ手続をとつて來たのであります。これを改めて、農業水利施設等の維持管理のみを行う土地改良区の設立については、予備審査の手続を廃して、本審査のみを行つこととし、改良区の設立については、予備審査に代えて、土地改良事業計画の概要について技術的な点から審査して、事業の適否の認定をなし得ることなし、更に又從来行われておりました審査に関する専門的な知識を有する技術者の調査報告の公告、掲載、利害関係人の意見の申立て等の手続を省略しようとするとあります。

第二は、役員の選任方法についてであります。新たに組合員以外からも練達の人を役員として選ぶことができることなし、又、從来行われていた監事の半数を都道府県知事が任命するやり方をやめて、すべて選挙によることとしようとするのであります。

第三は、又は都道府県が農地法の規定に基いて買収した土地等について、開田を行い、又、干拓を行ふ場合

について採決の結果、全会一致を以て原案

通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな

ます。よつて三案は全会一致を以て可

決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第十一、外航船建造融資利子補給法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を議題といたします。

先づ委員長の報告を求めます。運輸

委員長(田代君)

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

外航船建造融資利子補給法の一
部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月二十八日

衆議院議長 堤 康次郎

(小字及び一は衆議院修正)

外航船建造融資利子補給法の一
部を改正する法律案

外航船建造融資利子補給法の一部を改正する法律(昭

和二十八年法律第一号)の一部を次のように改定する。

題名を次のよう改め。

外航船建造融資利子補給及
び損失補償法

第一条中「利子補給金を支給する」を「利子補給金を促進する」に改め、「利子補給金を支給し、及び損失補償を行ふ」に改める。

第二条中「日本船船を所有するこ

とができる者が、」を「日本船船を所

有することができる者の請求によ

り、その者が」に、「○政令で定める範囲の金額を「日本船船以外の金額」に改め、「利子補給金を支給する」を「利子補給金を支給し、政令で定める範囲のものに」に改め、「利子補給金を支給する」に改める。

第三条中「前条の規定による契約」を「前条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に改める。

第四条中「第一条の規定による契約」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に、「国会の議決を経た金額」を「予算で定める金額」に改める。

第五条第一項中「第二条の規定による契約」を「第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約」に、「一年七分五厘」を「年五分」に改め、同条第二項中「五年間半賦均等償還」を「十年間半賦均等償還」に改める。

第六条中「第一条に規定する契約」を「第二条に規定する契約」に改める。

第七条から第九条までを次のよう改める。

六八七

(補償金の額)

第七条 政府は、第一条の規定によると損失を補償する旨の契約を結ぶ場合には、補償金の額が予算で定める額をこえることとならない。

(損失の範団)

第八条 第二条の損失は、金融機関が当該融資に係るすべての担保権を実行し、且つ、当該融資について保証人があるときはすべての保証人に對し債務の履行を請求し、当該担保に基づく競売の申立若しくは委任若しくは差押命令の申請又は保証人に対する履行の請求のうち最後に行われたものが行われた日から一年を経過してもなお取り立てることができなかつた元本、利子（政令で定める遅延利子を含む）及び債権行使のために要した費用であつて政令で定める範囲のものに相当する金額とする。但し、金融機関が当該融資に係る担保権を実行し、及び保証人に対する債権行使してもこれに要する費用を償うことができない場合その他当該融資に係る担保権を実行し、及び保証人に対し債権行使するところが著しく不利である場合において、債権金額から政府と当該金融機関とが協議により定める担保物の評価額及び保証人に対する債権行使による取引見込額を控除した金額をもつて第二条の損失とすることについて政府と当該金融機関との協議が成立したときは、その額とする。

(損失補償の限度)

第九条 政府は、前条に規定する損

失のうち当該融資の融資総額の百分の三十に相当する金額をこえる部分については、補償しない。

第九条の次に次の十一条を加える。

(債権の保全及び取扱)

第十一条 金融機関は、第二条の規定による損失を補償する旨の契約に係る融資について、善良な管理者の注意をもつて、当該融資に係る債権を保全し、且つ、その取扱に努めなければならない。

2 金融機関が、第二条の規定による損失を補償する旨の契約に係る融資について当該契約による損失補償を受けた場合において、当該融資に係る債権を取り立てたときは、取り立てた金額を債権行使のために要した費用であつて政令で定める範囲のもの及び当該融資について損失補償を受けたときは、これに規定する損失のてん補に充当しなお残額があるときは、これを政府に納付しなければならない。但し、当該契約により政府から受けた補償金の額を限度とする。

3 第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けている会社は、政令で定めた利息（政令で定める期間のうちに計上した利息（政令で定める利息をこえて利子の割合を定めた利息）以下同じ）が当該会社の資本（発行済額面積式の本益総額及び未行済額面積式の本益総額及び未行済額）に於ける割合を乗じて算出した金額をこえるときは、以下同じ）により、当該利益に係る營業年度の期間について金融機関が支給を受ける利子補給金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十三条 第二条の規定による損失補償する旨の契約に係る融資を受けている会社は、政令で定めた利息（政令で定める利息をこえて利子の割合を定めた利息）以下同じ）が当該会社の資本（発行済額面積式の本益総額及び未行済額面積式の本益総額及び未行済額）に於ける割合を乗じて算出した金額をこえるときは、以下同じ）により、当該利益に係る營業年度の期間について金融機関が支給を受ける利子補給金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十四条 運輸大臣は、第二条の規定による融資を受けた会社に對し左の各号に掲げる勧告又は監査をることができる。但し、利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社に對しては当該契約が結ばれた日から十五年以内であり、且つ、当該会社がこの法律の規定により国庫に納付した金額に相当する金額を控除した金額を限度とする。

2 運輸大臣は、前項の規定により定期による納付金を納付しない者が定めにによる納付金を納付するときは、期限を指定して、その到来に當て不當な経理の是正その他の経理の改善に附する勧告

2 不當な競争の排除についての必要な勧告

3 運輸大臣は、前二項の規定によ

る督促を受けた者がその指定の期限にその督促に係る納付金及び次

の日が督促状を發する日から起算

して十日以上経過した日でなければ

ばならない。

2 運輸大臣は、前二項の規定によ

る督促を受けた者がその指定の期

限にその督促に係る納付金及び次

の日が督促状を發する日から起算

して十日以上経過した日でなければ

かかる手厚い助成策を講ずることは経営に安易感を与え、自主独立の精神を損う虞れはないか、海運業者を整理統合する意図はないか等、極めて活潑な質疑が行われたのであります。

討論に入りましたところ、一委員より、海運再建の必要性に鑑み賛成するが、次の決議を付せられるよう要望するとの趣旨の賛成意見が述べられました。次にその決議案を申上げますと、

一、本法の施行に伴い、海運会社は国家から手厚い助成を受けることとなる事実に鑑み、会社の經營者は厳肅に自らを戒しめ、その企業努力を一段と強化すると共に、従業員も亦この精神に則り、之に協力し得るよう適切な措置を講じ、以て国民の期待に背かざるよう、政府において、その指導監督に遺憾なきを期すべしである。

二、造船事業及びその関連工業の合理化と近代化を促進し、ひいては船価の低減を図るため格段の創意工夫を凝らし、一層の努力を払うよう、政府において適切なる指導を行ふべきである。

三、会社の会計及び業務の監査は極めて微妙なる事柄で、これが実施には深甚なる考慮を払うべきであるが、むしろ会社 자체の自肅により、政府の監査の必要がなきよう指導することが肝要であると認める。

四、外航船舶拡充計画を的確に推進するため、政府は所要の財政資金を確保するの措置を講じ、これを国民に明示すべきである。

又、一委員より、「政府提出の原案ならば賛成するが、利子補給を強化し、

過去に遡つて適用するが、さうと修正草案は、過去における海運会社の高率配当等の事実に鑑み、反対である。このため支出する国費はむしろ今次水害の復旧並びに救済の費用に当るべきである」との反対意見が述べられました。そのほかにも賛成意見が述べられたのであります。詳細は速記録により御承知願うことといたします。

採決に入りましたところ、本法案は衆議院送付の原案通り可決すべきものと多数を以て決定いたしました。

続いて附帯決議案につきまして採決いたしましたところ、これ又多数を以て可決されました。

以上御報告申上げます。(拍手)

うとういう、そういう含みを持つた法律案であります。船会社が市中銀行から借りてある利息は一割一分であります。が、これを五分に引下げる、即ち一挙に六分の利子引下げをやるのだ。又、開発銀行から借りてある利息は七分五厘であります。が、これを三分五厘に、一挙に四分も引下げるであります。私は、政府原案においては、一応、この利下げについて、又利子補給について検討の余地はあります。まだ／＼私はやむを得ないかとも思つておつたのであります。この法律の唯一の理由では、船会社の金利を外国の金利なみにするといふことが、ただ一つの理由であります。この金利を外国なみに引下げるといふことについては、単に船会社だけの問題ではないのであります。海運も重要であります。石炭も重要であります。鐵鋼も重要であります。その他あらゆる産業みな重要であるのに、海運のみになぜ優先的に一挙に外国の金利なみに金利を引下げるなければならないか。而もこれを二十五年に亘つてなぜこれを引下げるなければならないか。そうしてこの利子補給をしなければならないか。私は、この政府原案が、三派の修正によって一挙に十二倍もの百六十七億の補給になつたその過程に、多大の疑惑が持たれるのであります。その後、私はいろいろ調査をしてみました。まだ私は調査中であります。調査を進めれば進めるほど、いろいろな問題が含まれておるのであります。これはあとで重大な問題を起すのではないかと思ひます。この外航船舶の融資を受けるに当つて政党と業者との間にいろいろな問題が含まれておるのであります。

ります。而も、この船舶につきましては、多くの大臣或いは又国會議員が関係しておる会社がたくさんある。三光汽船とか、新日本汽船、新日本海運、本汽船の社長は山縣勝見氏であり、三光汽船の社長は河本敏夫氏であり、又、大野伴陸氏は新日本海運の取締役をやつておるのであります。而も、だんだん調査を進めるに従いまして、一時これは見返資金から融資が出ていたたまです。當時、總司令部から警告があり、警視庁第二課で捜査を進めることになつた。これに対しても、犬養法務総裁は、いろいろ調べてみたけれども、そういうことはないと言わされました。従つて私は又更に再調査をしてみましたところが、犬養法務総裁は、そういう事実がないやに聞いていると、一度質されなければならぬ事実がござります。証人もござります。これは将来軍大な問題に私は発展すると思う。ですから、最初政府原案の十三億でしたら私は必ずしも海運政策の軍要性に鑑みて反対しなかつたかも知れません。併し、これを一挙に百六十七億にしたについで、その過程においては十分これを質されなければ、私は断じてこの法律に賛成することができない、若しこれに賛成した場合、重大な弊害をもたらすのであります。特に国会においてはこの点について十分調査し、これを検討して、我々は責任が生じて来ると思うのであります。更に又この法案のもう一つの含みとなつてゐるところ

るは、いわゆる造船会社に特殊鋼材を供給する製鉄会社の利子を引下げるのを五分に引下げる。そうすると約十三億六千万円の利息の引下げをするのであります。更に又、最初の三派の提案では、油槽船については八次船からとなつておつたのを、その後、どうしたことか、又、猛運動を行われたのか前に申上げたように七次船に引下げるおり、特に七次船はタンカーが多い。飯野海運などは非常にタンカーに重点を置いた会社であります。飯野海運が最も近非常に又政治的に動きに关心をおもつたれる人であつて、これは前に總司令部から注意を受けて謹慎をしておられたかたであります。その飯野氏が非常に又政治的に活躍されておるやう聞いております。又、外国から船を買つた。あの当時は非常に儲かるので四十隻買つた。その金融の利息を又下げてる。その予算は補正予算と書いておひやに聞いております。こういふような疑惑が出て来ておる。又、製鉄会社に対しても金利を引下げる場合、その場合、その条件として造船会社に特殊鋼材を供給する箇段を下げるといふことが前提になつておりますが、併し製鉄会社と造船会社との契約は私契約でございまさから、強制することはこれはできない。如何なる方法によつて、製鉄会社が金利が下つた分を造船会社の特殊鋼材の値段を下させ得るか。この点についてはまだ具体案がきまつておらないように聞いております。製鉄会社が厭である或いは造船会社が厭であるとなつたらば、これは造船会社が

のであり、政府をして十分調査研究の上、所要の措置を講ぜしめる必要があるものと認め、一括してこれを採択し、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に、寒冷地手当に関する請願十二件、陳情一件であります。それく、市町村の地理的気象条件、気象上生ずる経済的産業的諸条件等が、現在上級地域として指定されておる周辺町村と比較して何ら異なるところがないので、然るべき上級地に指定されたいと要望であり、公務員の石炭手当等に関する請願二件は、寒冷積雪地帯に生

活する公務員は、半歳にも及ぶ寒氣と雪害に対して現在の給与では食糧費さえ削減しなければならない実情にあ

り、僅少な石炭手当及び寒冷地手当を不可能であるから、石炭手当の支給額を増加し、新規手当を新たに制度化

し、或いは寒冷地給の支給率を引上げる等の処置をとらねばとの要望であります。最後に、官庁技術系統職員の取扱に関する請願一件であります。技術の高度の振興は我が国における今後の発展の絶対条件であるが、これに関する施策は、予算の面にも、人事行政の面にも、旧態依然としていることは、甚だ遺憾に堪えないから、行政の科学技術化を図るために、技術系統職員の待遇改善の処置を講ぜられたいとの要望であります。

人事委員会といしましては、これらの願意はいずれもおおむね妥当なものと認め、これらの請願及び陳情を採択し、議院の会議に付し、内閣に送付す

べきものと決定いたしました次第でござります。

以上御報告申上げます。(拍手) ○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。これらは請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、日程第九百七十号の請願及び日程第十二号の陳情を除き、内閣に送付を要すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) この際、日程順序を変更して、日程第九百五十八より第九百七十までの請願及び日程第九百九十四より第十二までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(河井彌八君) この際、日程順序を変更して、日程第九百五十八より第九百七十までの請願及び日程第九百九十四より第十二までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、日程第九百七十号の請願及び日程第十二の陳情のほかは内閣に送付することに決しました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(河井彌八君) 日程第九百七十九号の請願及び日程第十三号の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。先づ委員長の報告を求めます。通商産業委員長中川以良君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八君) 只今議題となりました請願十三件及び陳情九件につきまして、通商産業委員会における審議の結果を御報告申上げます。

貿易に関するもの五件、中小企業に関するもの二件、地下資源関係といたしまして七件、電力関係として五件、アルコール工場の存廃に関するもの二件、及び中小企業安定法に關係するもの二件でございます。

当委員会におきましては、以上の請

議の結果、それらの願意をおおむね認めまして、これらを採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手) ○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(河井彌八君) 别に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(河井彌八君) 别に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

これらの請

審査の経過並びに結果について御報告いたします。

日程第十三号の陳情は、海外からの帰還者中には鉄道関係技術者が相当数あるから、志操堅固で身体強健な者は國鐵において優先的に採用すること、及び罹病者の退院後の定着地への輸送は、國の責任において行うこと等の援護措置を講ぜられたいとの趣旨であります。

日程第十三号の陳情は、海外からの帰還者中には鉄道関係技術者が相当数あるから、志操堅固で身体強健な者は國鐵において優先的に採用すること、及び罹病者の退院後の定着地への輸送は、國の責任において行うこと等の援護措置を講ぜられたいとの趣旨であります。

〔投票執行〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

て、すべての動議の先んじて日程を議題とせられんことの動議が提出されおります。「賛成」「反対」と呼ぶ者あり

ます。本動議の表決は記名投票を以て行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔投票執行〕

〔参照〕

〔投票執行〕

〔投票執行〕

〔投票執行〕

〔投票執行〕

〔投票執行〕

〔投票執行〕

〔投票執行〕

〔投票執行〕

〔投票執行〕

て、すべての動議の先んじて日程を議題とせられんことの動議が提出されおります。「賛成」「反対」と呼ぶ者あり

ます。本動議の表決は記名投票を以て行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔投票執行〕

昭和二十八年八月三日
教諭院会議録第三十一号

只今労働委員会で審査中の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、国会法第五十六条の三の規定により、この際、同委員会委員長をして、次会の本会議の傍聴に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とするとの動議

反対者(青色票)氏名	百二十三名
佐藤 尚武君	高良 とみ君
小林 武治君	小林 政夫君
岸 良一君	北勝太郎君
上林 忠次君	加藤 正人君
長谷部ひろ君	木村喜八郎君
松浦 清一君	堀 真琴君
義一君	義一君
茂嘉君	赤木 正雄君
頌哉雄	加賀山之雄君
義衛君	森 八三一君
三木與吉郎君	森 淳雄君
村上 早川 慎一君	野田 俊作君
土田國太郎君	田村 文吉君
高木 道男君	竹下 豊次君
館 哲二君	杉山 昌作君
高橋 正夫君	高橋莊太郎君
佐藤 孝平君	重盛 小林 田畠 森崎 矢嶋 吉田 藤原 菊川 山口 三義君 重彦君 法晴君 道子君 孝夫君 順男君
金光君	隆君
安部キミ子君	中田 吉雄君
堂森 芳夫君	小笠原三男君
宗司君	若木 勝藏君
芳夫君	東 隆君
吉雄君	荒木正三郎君
佐多忠蔵君	加藤シヅエ君
久保等君	後藤 文夫君
兼人君	須藤 五郎君
松澤	赤松 常子君
佐多忠蔵君	相馬 助治君
江田三郎君	村尾 重雄君
佐多忠蔵君	加瀬 完君
佐多忠蔵君	木村喜八郎君
佐多忠蔵君	堀 真琴君

なぬ、小林英三君外一名から、賛成者を得て、「すべての議案、動議に先んじて、この際、小林英三君外一名提出の中間報告を求めるの動議を議することの動議」が提出されております。「わからない」「もう一遍言え」と呼ぶ者あり、笑顔)

よつて、先ず小林英三君外一名提出の「すべての議案、動議に先んじて、この際、小林英三君外一名提出の中間報告を求めるの動議を議することの動議」について採決をいたします。

本動議の表決は記名投票を行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔講演（第2回）〕 小林英三君外一
名から、成規の賛成者を得て、「只今
労働委員会で審査中の電気事業及び石
炭鉱業における争議行為の方法の規制
に関する法律案」について、国会法第五
十六条の三の規定により、この際、同
委員会委員長をして、次会の本会議の
傍聴頭に中間報告をさせ、報告時間の一
時間以内とすることの動議」が提出さ
れております。

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報
〔参考投票を計算〕

○議長(河井寅八君) 投票漏れはございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)投票漏れないと認めます。
これより開票いたします。投票を委託にします。

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)投票漏れないと言めます。これより開票いたします。投票を参考事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

【議場開鎖】

〔参考投票を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数百八十六票。
白色票百二十七票。
青色票六十票。

よつて、「すべての議案、動議に半んじて、この際、小林英三君外一名提出の電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案の中間報告を求めるの動議」を議するに決しました。

昭和二十八年八月三日 参議院会議録第三十二号

只今労働委員会で審査中の「賃金事業及び在航労働における争議行為の方法の規制に関する法律案について、国会法算第十六条の三の規定によるもの」として、この際、同委員会委員長をして、次回の本会議の勢頭に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とするとの動議

六九四

反対者(青色裏)氏名	六十名	後藤 野木 最上 深川タマエ君 寺本 有馬 松浦 鶴見 松原	文夫君 品吉君 英子君 廣作君 英二君 定義君 祐輔君 一彦君
永岡	光治君	藤田	白川
大和	與一君	湯山	石川
栗山	良夫君	秋山	三浦
阿木根	登君	海野	武藤
永井純一郎君	小酒井義男君	三朗君	八木
河合	義一君	精一君	堀木
田中	一君	長造君	菊田
成瀬	崎治君	岡	七平君
山口	孝平君	森下	一松
吉田	金光君	佐多	定吉君
森崎	壽治君	江田	常介君
矢鷲	三義君	久保	幸吉君
薦原	重彦君	安部	鎌三君
薦川	法晴君	キミ子君	一雄君
山田	道子君	宗司君	清一君
内村	孝夫君	芳夫君	義男君
三橋八次郎君	節男君	勝藏君	後藤
羽生	清次君	吉雄君	野木
三木	房枝君	正三郎君	最上
市川	治朗君	東	深川
戸叶	三七君	松本治一郎君	タマエ君
松永	義雄君	千葉	寺本
鈴木	一君	赤松	有馬
千田	正君	加藤シヅエ君	松浦
相馬		隆君	鶴見
助治君		常子君	松原
		重雄君	
		完君	

○議長(河井彌八君) なお、小林英三
君外一名から、成規の賛成者を得て、
「小林英三君外一名提出の中間報告を
求むる動議に対する質疑、討論その他
の発言を五分間に制限することの動
議」が提出されておられます。

これより本動議の採決をいたしま
す。本動議の表決は記名投票を以て行
います。本動議に賛成の諸君は白色票
を、反対の諸君は青色票を、御登壇の
上御投票を願います。氏名点呼を行
ます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参考氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票漏れはござ
いませんか……投票漏れはないと認め
ます。

これより開票いたします。投票を參
事に計算いたさせます。議場の閉鎖を
命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参考投票を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報
告いたします。

投票総数百八十票。
白色票百二十二票。
青色票五十八票。

よつて小林英三君外一名提出の中間
報告を求むる動議に対する質疑、討論
その他の発言は五分間に制限すること
に決しました。(「五分とはけちだな」
ふ者あり)

「何のために会期を延長したんだ」と呼

費成者(白色票)氏名	百二十二名
佐藤 尚武君	高良 とみ君
小林 武治君	小林 政夫君
岸 良一君	北 勝太郎君
上林 忠次君	加藤 正人君
梶原 茂嘉君	加賀山の雄君
井野 穎哉君	赤木 正雄君
森田 義衡君	森 八三君
村上 義一君	溝口 三郎君
三木 與吉郎君	早川 慶一君
森田 後作君	土田國太郎君
野田 俊作君	森 菲二君
田村 文吉君	館 哲二君
竹下 豊次君	高橋 道男君
高瀬莊太郎君	高木 正夫君
杉山 昌作君	島村 軍次君
深水 六郎君	横川 伊能 一夫君
雨森 常夫君	木村 守江君
安井 让君	高野 若雄君
青柳 秀夫君	石井 桂君
西川 弥平治君	関根 久藏君
井上 清一君	吉田 萬次君
川口篤之助君	佐藤清一郎君
酒井 利雄君	森田 曜壽君
劍木 亨弘君	長島 重文君
宮本 邦彦君	宮田 銀藏君
長谷山行教君	田中 啓一君
淹井治三郎君	石川 栄一君
大矢半次郎君	石原幹市郎君
松本 昇君	松岡 平市君
檜竹 春彦君	西郷吉之助君
大谷 艇潤君	左藤 喜誼君
中川 幸平君	中山 純彦君
寺尾 豊君	吉野 信次君
中川 以良君	津島 寿一君
重宗 雄三君	青木 一男君
大達 茂雄君	愛知 握一君
大野木秀次郎君	

矢嶋	三義君	岡田	宗司君
山口	重彦君	堂森	芳夫君
吉田	法晴君	中田	吉雄君
藤原	道子君	小笠原	三九郎君
若木	勝藏君	山田	節男君
東	隆君	内村	清次君
松本治一郎君		三橋八次郎君	
荒木正三郎君		羽生	三七君
千葉	信君	三木	治朗君
加藤シヅエ君		市川	房枝君
須藤	五郎君	戸叶	武君
赤松	常子君	松永	義雄君
村尾	重雄君	鈴木	一君
加瀬	完君	千田	正君
長谷部ひろ君		木村福八郎君	
松浦	清一君	堀	眞琴君

昭和二十八年八月三日 参議院会議録第三十一号

只今労働委員会で審査中の電気事業及び石炭鐵業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、国会法第五十六条の三の規定により、この際、同委員会委員長をして、次会の本会議の勢頭に中間報告をさせ、報告時間を二時間以内とするこの動議

六九中

參照

佐藤	小林	武治君	高良	とみ君
岸	良一君		北	勝太郎君
上林	忠次君		加賀	山之雄君
梶原	茂嘉君		赤木	正雄君
井野	碩哉君		森	八三三君
森田	義衛君		溝口	三郎君
村上	義一君		三浦	辰雄君
三木與吉郎君			野田	俊作君
早川	慎一君		田村	文吉君
土田國太郎君			竹下	豊次君
館	哲二君		高瀬莊太郎君	
高橋	道勇君		杉山	昌作君
高木	正夫君		深水	六郎君
島村	軍次君		雨森	常夫君
横川	信夫君		安井	謙君
木村	守江君		青柳	秀夫君
伊能	芳雄君		西川勝平治君	
高野	一夫君		石井	利雄君
石井	桂君		井上	清一君
闕根	久藏君		川口爲之助君	
吉田	萬次君		森田	亨弘君
佐藤清一郎君			宮本	邦彦君
森田	曹壽君		長谷山行敷君	
長島	銀藏君		田中	啓一君
窩田	重文君		石川	榮一君
松岡	平市君		石原幹市郎君	
西郷吉之助君			大谷	鑑潤君
中川			大谷	半次郎君
			松本	昇君

反対者(青色)氏名

頷いたします。

午後十時四十四分休憩

○議長(河井彌八君) 休憩前に引籠
き、これより会議を開きます。
小林英三君外一名の中間報告を求める動議に対し、討論の通告がございま
す。順次発言を許します。江田三郎
君。

○江田三郎君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今の動議に対しまして反対の意見を申述べたいと思います。

本法案は、申すまでもなく、自由争
政府においてもこれを重要法案として
打ち出しておるわけであります。こ
れは、今更私が言うまでもなく、憲法
に保障されておるところの国民の基本
的権利を公共の福祉の名の下に大きく
制限を加えるものであります。「それ
は反対の討論のときにやればいいんだ
よ」と呼ぶ者あり(従つて、半者の一部
にも)。この法案は憲法に反するのではないか、か
りまして、「その通り」と呼ぶ者あり
私どもはこの法案の審議には飽くまで
慎重を期せなければならんと思うので
あります。(「その通り」と呼ぶ者あり)
今回、国会が会期延長になりまし

が、恐らく、政府の会期延長の理由の一つには、重要法案の一つである本法案の審議を十分に尽したうといふことが挙げられておると私は思うのであります。（拍手）然るに、会期の延長以来、土曜日は、これは予定された本会議さえも開かれないと云ふように、衆議院、参議院も混乱をいたしたのでありますし、昨日は日曜日でありまして、従つて、会期を延長して法案の審議を十分にいたしたいといふことが軌道に乗りりますのは今日からであります。又、労働委員会の模様をみましても、午前中の理事会の決定に従いまして、午後は本格的な審議を始めておるのであります。このときにこの中間報告を求めるというようなやり方は、何を意味するのか、我々は了解に苦しむのであります。提案者は、中間報告を求めるのは、ただ単に中間報告を求めるのである、かよろしく申しておられましたが、併しながら、この点は、先般、議連の小委員会におきまして、提案者たる、自由党に所属する加藤君なり或いは田中君がはつきり言つておることでありますて、本国会法五十六条の三の中間報告を求めるのは、その次に、委員会の審査に期限を付け、或いは議院の会議において審議することができるところ、ここへ至る前提であるところ、ことは、提案者自身が、提案者の所属する自由党の諸君がはつきりと言つていることなのであります。

一体、なぜいろいろなうように、今、労働委員会で審議が始まつてはいるもので、審議を打ち切るような、ここで審議に期限を付けるようなことをしなければならないかということあります。かようなことは、これは労働委員会並びに労働委員長に対する国会が不信の意思を現わすことであります。「その通り」と呼ぶ者あり)かようなことは、国会みずからが国会の一つの機関に対しまして不信の意思を表示するということは、申上げるまでもなく、国会の権威を傷つけることでありまして、「その通り」と呼ぶ者あり)その点は我々どこまでも慎重でなければならんはずであります。(「わかつたか自由党」と呼ぶ者あり)前例から見ましても、第一回国会以来、法律案の審議に当つて中間報告を求めた例は一件もないのです。第一国会以来さようない前例はないのです。ただ調査案件に三回の前例がありますが、これも、いずれも当該委員会の委員長から求めて中間報告をされたのであります。本会議の決定に従つて中間報告を求めるというよう、この国会の権威を傷つけるよくなことは、未だ曾つて前例がないのであります。(拍手)みずから国会の権威を傷つけるところの悪例を諸君は作らうといふのであります。

であります。なぜならば、諸君の提案は、三回目には少し変りましたが、即時、委員長の中間報告を求めるというべきですか。

○江田三郎君(続) 緑風会の諸君は
を知りてもらいたいと想ひます。
手、発言する者多し)
○議長(河井彌八君) 相馬助治君。
下され。

め
私
の
見
識
によつて最後まで守られなければならぬ。五十六条の三の国会法の規定は、單に中間報告を求めるということは、その前段の規定であつて、後段には、明らかに、事と次第によつては、その審査に期限を付し、或いは常任委員会

きに、「まだ話合いは付かないよ」と呼ぶ者あり)私は、本院の権威を守るために、何らかの錯覚に基いて提案された只今の動議に対しましては、断固として、党派的な利己心を超えてこれに反対せざるを得ないであります。

委員会並びに労働委員長に対する国会
が不信の意思を現わすことであつま
す。（「その通り」と呼ぶ者あり）かよう
なことは、国会よりかうづけ国会第一つ

○議長(河井彌八君) 江田君、江田君、
君、制限時間が参りました。

〔木馬田洋君〕このを御承りにならぬ
ふ」と述べた

員会から一旦付託した議案を取上げることを規定しております。かような規定によつて中間報告を求める限り、「良心あるものは賛成している」と呼ぶ者あり）而も、常任委員会のこの権威を或いは奪うであろうといふ動議に

の機關に立ち入りして不審の意思を表示するところなどは、申上げるまでもなく、国会の権威を傷つけることでありませう。(「その通り」と呼ぶ者あり)そ

○議長(河井彌八君) 江田君、制限時間が参りました。一
うふうことがなせできるか。

「相馬助治君答
りまする小林英三君外一名提出にかかる動議に対しまして、私は社会党第二

ならんはすであります。(「わかつたか
自由党」と呼ぶ者あり)前例から見まし
ても、第一回国会以来、法律案の審議

委員会の報告書は、これは多数意見の決定に従わなければならぬのであります。委員長の個人的意見でやることはできぬ。

お詫びの仕事として反対の意思を表明いたしました。

なうのであります。第一国会以来およ
うな前例はないのであります。まだ調
査案件に三回の前例があらまますが、こ
そも、*the Committee on Committees* が、

○議見(河井案八君) 江田君。
○江田三郎君(続) わとうなことが、
一体、今すぐそれと言つたり、明日の本
会議の弊頭でやれどござつとはできる

門に属する議案、説明並びに陳情等を、すべてその審査をこれに委任しておりますると共に、所管外のものに對

ら求めて中間報告をされたのであります
して、本会議の決定に従つて中間報告
を求めるところよろざな、この国会の權
威を傷つけるよろざなことを、未だ言つ

ならば、諸君は委員長を懲罰にする気持でありますか。日本石炭協会から一千万円……

う制度を設けまして、その特定の事項をこれに委ねております。同時に、議長、副議長と並んで、常任委員長は国

「前例がないのであればして
うといふのであります。(拍手)みずか
ら国会の権威を傷つけるところの悪例

○江田三郎君(鹿) 電気事業者協会から一千万円をもらつた自由党が、この拳に出ることはわかりますが、緑風会

することは、新憲法下の議会はまだこの常任委員会中心の精神によつてその制度が確立しておるといふことを示しておるものであります。(拍手、「その通

○議長(河井環八君) 発言を禁止します

り」と呼ぶ者あり)この精神は、少くとも、与野党を通じて、我々の議員の良

昭和二十八年八月三日 参議院会議録第三十二号

五十六条の三の規定により、
時間以内とするとの勅諭

この際、同委員会委員長をして、次会

の本会議の開催に際しては、報告時間は一日に一回

今日この議会制度を守るためにも、最終的には多数決によつて押し切られるといたましても、尽すべき審議は十分尽さなければならぬ。労働常任委員会は尽すべき審議を十分に尽さんとしておる。

○議長(河井彌八君) 相馬君、制限時間が参つております。相馬君、制限時間が参りました。

○相馬助治君(続) 少くともこの動議に対しても私は反対せざるを得ない。何とぞ是々非々主義を以て鳴るところの縁風会の諸君並びに良識を以て鳴るところの改進党の諸君は……。

○議長(河井彌八君) 相馬君、制限時間が参つております。

○相馬助治君(続) この動議に反対せられんことを衷心より私は望みまして、反対の意思を私はここに表明する次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 小林英三君外一名から、成規の賛成者を得て、討論終局の動議が提出されております。(「反対反対」と呼ぶ者あり) これより本動議の採決をいたします。本動議の表決は記名投票を以て行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行ひます。議場の閉鎖を命じます。

今日この議会制度を守るためにも、最終的には多數決によって押し切られるといったとしても、尽すべき審議は十分尽さなければならぬ。労働常任委員会は尽すべき審議を十分に尽さんと

○議長(河井彌八君) 投票漏ればございませんか……〔「あるよ」と呼ぶ者あり〕速やかに投票を願います。

【投票執行】

○議長(河井彌八君) 相馬君、制限時
間が参つております。相馬君、制限時
間が參りませんか……(ある)と聞こえます。
投票権はないと認めます。
これより開票いたします。投票を參
事に計算することさます。議場の開場式と
間が參りませんか……(ある)と聞こえます。

○相馬助治君(続) 少くともこの動議
命じよ。

〔議場開鎖〕
に対しては私は反対せざるを得ない。
何とぞ是非々主義を以て喝ることろ
〔参考投票を計算〕

○議長(河井荒八君) 投票の結果を報
告いたします。

○議長(河井彌八君) 相馬君、制限時
投票総數百八十六票。

間が参つております。
○相馬功治官(亮) この動議に又対せ
[白色]票百一十五票。
[茶色]票六十一票。

よつて討論は終局することに決しめられんことを衷心より私は望みまし

て、反対の意思を私はここに表明する
次第であります。(拍手) した。(拍手、「横暴」「労働委員長の発
言をどうするか」「採決」と呼ぶ者あ

○議長(河井彌八君) 小林英一君外
り、その他発言する者多」

名から、成規の贊成者を得て、討論終局

の動議が提出されております。(反対)
「反対」と呼ぶ者あり) これより本動議
賛成者(白色票)氏名 百二十五名

の採決をいたします。本動議の表決は
已占役員とて行ないます。本動議に賛
成する者を右記の如く定めます。

成の諸君は白色票を、反対の諸君は青
岸 良一君 北勝太郎君
上木 忠次君 加藤 正人君

色投票を、御登壇の上御投票を願ひます。氏名点呼を行ひます。議場の閉鎖 梶原茂嘉君 加賀山之雄君

井野 順哉君
赤木 正雄君
森 八三一君

〔参考氏名を点呼〕

投票銀行

早川	慎一君	野田	俊作君
土田國太郎君	館哲二君	田村	文吉君
高橋	道男君	高瀬莊太郎君	竹下 豊次君
高木	正夫君	杉山	昌作君
島村	軍次君	深水	六郎君
横川	信夫君	雨森	常夫君
木村	守江君	安井	謙君
伊能	芳雄君	青柳	秀夫君
高野	一夫君	西川弥平治君	
石井	桂君	井上	清一君
闇根	久藏君	川口爲之助君	
吉田	萬次君	酒井	利雄君
森田	佐藤清一郎君	劍木	亨弘君
長島	銀藏君	宮本	邦彦君
宮田	豊壽君	大矢半次郎君	
田中	重文君	松本	昇君
石川	築一君	長谷山行毅君	
石原幹市郎君	左藤義證君	大谷	楨潤君
松岡	平市君	中川	幸平君
西郷吉之助君	中山壽彥君	寺尾	豊君
吉野	信次君	大谷	榮潤君
津島	壽一君	中川	以良君
青木	一男君	重宗	雄三君
雲知	揆一君	大達	茂雄君
古池	信三君	宮澤	彬君
大谷	賛雄君	榎原	亨君
高橋	ハル君	大野木秀次郎君	
西岡	高木	喜一君	
小澤久太郎君	重政	フク君	
木内	庸德君		
四郎君			

藤野	青山	入交	松平	上原	山本	德川	川村	山本	太藏君	繁雄君	正一君	秋山俊一郎君	石村幸作君
賴貞君	忠彥君	白波瀬米吉君	島津	小林	英三君	三六君	井上	知治君	鮎川	松野	鶴平君	池田宇右衛門君	加藤武徳君
松助君	英三君	忠彥君	英三君	泉山	英三君	三六君	後藤	文夫君	黒川	黒川	武雄君	西川甚五郎君	仁田竹一君
米治君	吉君	吉君	吉君	井上	品吉君	品吉君	深川	英子君	鮎介君	鮎介君	鶴平君	平井太郎君	郡祐一君
一松	定義君	英二君	英二君	有馬	廣作君	英二君	夕マエ君	英子君	白川	一雄君	一雄君	西川甚五郎君	西川甚五郎君
定吉君	定義君	廣作君	廣作君	寺本	英二君	英二君	寺本	英二君	石川	清一君	清一君	池田宇右衛門君	秋山俊一郎君
一松	定吉君	英二君	英二君	英二君	英二君	英二君	英二君	英二君	三浦	義勇君	義勇君	池田宇右衛門君	石川清一君
成瀬	義一君	登君	登君	阿具根	良夫君	栗山	大和	與一君	堀木	武藤	常介君	池田宇右衛門君	秋山俊一郎君
河合	義一君	一郎君	一郎君	永井純	良夫君	栗山	大和	與一君	八木	泰吉君	泰吉君	池田宇右衛門君	秋山俊一郎君
田中	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	菊田	鎌三君	鎌三君	池田宇右衛門君	秋山俊一郎君
重盛	壽治君	壽治君	壽治君	壽治君	壽治君	壽治君	壽治君	壽治君	七平君	七平君	七平君	池田宇右衛門君	秋山俊一郎君
小酒井義男君	義男君	義男君	義男君	佐多	岡	岡	岡	岡	七平君	七平君	七平君	池田宇右衛門君	秋山俊一郎君
重盛	壽治君	壽治君	壽治君	三郎君	三郎君	三郎君	三郎君	三郎君	七平君	七平君	七平君	池田宇右衛門君	秋山俊一郎君

小林	孝平君	久保	等君
田畠	金光君	松澤	兼人君
森崎	隆君	安部キミ子君	
矢橋	三義君	岡田	宗司君
山口	重彦君	堂森	芳夫君
吉田	法晴君	中田	吉雄君
藤原	道子君	小笠原三三男君	
菊川	孝夫君	若木	勝蔵君
山田	節男君	東	隆君
内村	清次君	松本治一郎君	
三橋	八太郎君	荒木正三郎君	
羽生	三七君	千葉	信君
三木	治朗君	山下	義信君
加藤シヅエ君		市川	房枝君
須藤	五郎君	戸叶	武君
赤松	常子君	松永	義雄君
村尾	重雄君	鈴木	一君
加瀬	完君	千田	正君
相馬	助治君	長谷部	ひろ君
木村	祐八郎君	松浦	清一君
堀	眞琴君		

○議長(河井彌八君) これより小林英成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行ひます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参考氏名を点呼〕

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか。(あります)「たくさんあるぞ」と呼ぶ者あり)速やかに投票を願います。(あわてるな「公平にやれよ」)先例があるが、先例が「自由党がやつてみせたじやないか」と呼ぶ者あり)速やかに投票を願います……どうぞ速ます。(呼ぶ者あり)早く登壇を願います。

〔発言する者多し〕

○議長(河井彌八君) 只今行われておりまする投票につきましては、爾後五分間に制限いたします。(拍手、「記名投票だ」と呼ぶ者あり)速やかに投票を願います。(横暴と呼ぶ者あり)速やかに投票願います。

〔不信任〕「不公平じやないか」誠心誠意やつてゐます。〔どこのまねだ、それは「あなたのまねだよ」〕

〔五分の制限時間が來たら一緒に

成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行ひます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか。(あります)「たくさんあるぞ」と呼ぶ者あり)速やかに投票願います。

渡せばいいのだから、それまで待つてよい」「一人五分間だ」まだあと四分「議長横暴」と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 速やかに投票願います。(時間々々)「議長、採決の時間が来た」「投票の意思がない」「あるから登壇しているのじやないか」と呼ぶ者あり)速やかに投票願います。速やかに投票願います。

〔投票しつつあるのだから閉鎖はできない〕「その通り」「連續的に投票してはいるじやないか」と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 制限時間が到達しますから、直ちに投票願います。「一生懸命やつております」「ちやんと今国会の最初に前例を作つてくれてうるしやなうか」「時間時間」と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 制限時間に達しました。(拍手、「冗談じやない」「おかしいやないか」「投票中々々」と呼ぶ者あり、議場騒然)これにて投票は終了したとの認めます。

〔投票させろ〕「投票中だよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然

○議長(河井彌八君) 衛視の執行を命じます。

〔発言する者多く、議場騒然〕

○議長(河井彌八君) 投票を参考に計算させます。(「こんな状態で計算できるか」と呼ぶ者あり、議場騒然)議場の閉鎖を命じます。

○議長(河井彌八君) 投票箱閉鎖。

〔議長々々〕「投票中だよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然、拍手〕

〔参考投票を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

只今労働委員会で審査中の電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、国会法第五十六条の三の規定により、この際、同委員会委員長をして、次会の本会議の開催に中間報告をさせ、報告時間を一時間以内とするこの動議

投票総数六十八票。
白色票百一十五票。
青色票四十三票。

白井 清一君
井上 清一君
関根 久藏君
川口爲之助君
森田 豊壽君
宮本 邦彦君
長島 銀蔵君
宮田 重文君
佐藤清一郎君
吉田 萬次君
酒井 利雄君
大矢牛次郎君
石川 栄一君
松本 昇君
植竹 春彦君
西郷吉之助君
石原幹市郎君
松岡 平市君
中川 幸平君
寺尾 豊君
中山 齋彦君
吉野 信次君
津島 誠一君
重宗 雄三君
左藤 義誼君
中川 以良君
高良 とみ君
岸 良一君
北 勝太郎君
上林 忠次君
梶原 茂嘉君
井野 順哉君
森田 義衛君
村上 義一君
三木與吉郎君
早川 慎一君
土田國太郎君
館 哲二君
高橋 道男君
高木 正夫君
島村 軍次君
横川 信夫君
木村 守江君
伊能 芳雄君
木村 安井君
高野 一夫君
西川弘平治君

石井 桂君
川口爲之助君
森田 豊壽君
宮本 邦彦君
長島 銀蔵君
宮田 重文君
佐藤清一郎君
吉田 萬次君
酒井 利雄君
大矢牛次郎君
石川 栄一君
松本 昇君
植竹 春彦君
西郷吉之助君
石原幹市郎君
松岡 平市君
中川 幸平君
寺尾 豊君
中山 齋彦君
吉野 信次君
津島 誠一君
重宗 雄三君
左藤 義誼君
中川 以良君
高良 とみ君
岸 良一君
北 勝太郎君
上林 忠次君
梶原 茂嘉君
井野 順哉君
森田 義衛君
村上 義一君
三木與吉郎君
早川 慎一君
土田國太郎君
館 哲二君
高橋 道男君
高木 正夫君
島村 軍次君
横川 信夫君
木村 守江君
伊能 芳雄君
木村 安井君
高野 一夫君
西川弘平治君

川村 松助君
堀 未治君
島津 忠彦君
池田宇右衛門君
松野 鶴平君

昭和二十八年八月三日 參議院會議錄第三十二号

只今労働委員会で審査中の電気事業及び石灰鉱業における争議行為の方針の規制に関する法律案について、臣会法第十五年六月の三の規定により、この際、同委員会委員長をして、次会の本会議の開頭に中間報告をさせ、報告時間は二時間と定めた。

七〇〇

反対者(青色票)氏名	四十三名
小林英三君	草葉隆圓君
井上	黒川武雄君
白川	後藤文夫君
石川	品吉君
三浦	野本最上
武藤	英子君
入木	寺本廣作君
堀木	有馬深川タマエ君
菊田	英二君
松原	松浦定義君
一彦君	一松定吉君
永岡光治君	藤田進君
大和與一君	湯山勇君
栗山良夫君	秋山長造君
大倉精一君	河合義一君
白井勇君	成瀬蟠治君
森下忠隆君	小林孝平君
佐多政一君	安部キミ子君
久保等君	岡田宗司君
森崎忠隆君	吉田法晴君
矢嶋三義君	藤原道子君
中田芳夫君	道子君
小笠原吉雄君	吉雄君
若木勝藏君	山田節男君
東隆君	菊川孝夫君
須藤加瀬シヅエ君	内村清次君
五郎君	山下義信君
千葉市川	市川房枝君
加瀬正君	一君

○本日の会議に付した事件

- 議長(河井彌八君) 本日はこれにて
延会いたします。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決
定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。

議案

- 一、日程第二 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたゞ、積土砂の排除に関する特別措置法案

正する法律家

- ## 一、日程第四 建設業法の一部を改正する法律案

組合法案

- 一、日程第八 農林漁業組合連合会

整備促進法案

- ## 一、日程第九 有畜農家創設特別措

置法案

- ## 一、田程第十　土地改良法の一節を

卷之三

- 毛氏正傳之卷之三

一日釋第十一

- 科学補綴法の一部を改正する法律

卷

- ## 一、日程第十二乃至第二十五の請願

卷之三

出席者は左の通り。

- | | | | | |
|-----|-------|-------|-----|----|
| 議員 | 河野謙三君 | 佐藤尙武君 | 副議長 | 重宗 |
| 高良 | とみ君 | 小林武治君 | | |
| 小林 | 政夫君 | 岸良一君 | | |
| 北 | 勝太郎君 | 上林忠次君 | | |
| 加藤 | 正人君 | 片柳眞吉君 | | |
| 梶原 | 茂嘉君 | 井野庫治君 | | |
| 加賀山 | 之雄君 | 須哉君 | | |
| 石黒 | 忠篤君 | 正雄君 | | |

山川	良一君	森田	義衡君
森	八三二君	村上	義一君
宮城	タマヨ君	前田	辰雄君
大		溝口	三郎君
木	與吉郎君	西田	森田
三		早川	一郎君
木	前田	當岡	久吉君
與	穣君	田村	文吉君
吉		高瀬莊太郎君	昌作君
郎	了君	杉山	西田
君	俊作君	守江君	早川
	土田國太郎君	木村	慎一君
	豊田	横川	當岡
	雅孝君	信夫君	一郎君
	館	伊能	早川
	哲二君	芳雄君	慎一君
	高橋	桂君	當岡
	道勇君	桂君	一郎君
	高木	高野	西田
	正夫君	一夫君	早川
	新谷寅三郎君	木村	辰雄君
	深水	守江君	當岡
	六郎君	佐藤清一郎君	一郎君
	雨森	長谷山行教君	早川
	常夫君	森田	辰雄君
	安井	邦彥君	當岡
	謙君	吉田	早川
	青柳	萬次君	辰雄君
	秀夫君	佐藤清一郎君	一郎君
	西川弥平治君	長谷山行教君	早川
	井上	大矢半次郎君	辰雄君
	清一君	宮本	當岡
	川口爲之助君	邦彥君	一郎君
	酒井	吉田	早川
	利雄君	萬次君	辰雄君
	木	佐藤清一郎君	當岡
	亨弘君	長谷山行教君	早川
	谷口弥三郎君	森田	辰雄君
	長島	邦彥君	當岡
	銀藏君	吉田	早川
	宮田	萬次君	辰雄君
	重文君	佐藤清一郎君	當岡
	田中	長谷山行教君	早川
	啓一君	森田	辰雄君
	石川	吉田	當岡
	榮二君	佐藤清一郎君	一郎君
	昇君	長谷山行教君	早川
	松本	吉田	辰雄君
	植竹	佐藤清一郎君	當岡
	松岡	長谷山行教君	早川
	一松	吉田	辰雄君
	政二君	佐藤清一郎君	當岡
	春彦君	吉田	辰雄君
	平市君	吉田	當岡
	寺尾	西郷吉之助君	早川
		岡田	辰雄君
		大谷	辰雄君
		壽彦君	當岡
		左藤	義詮君
		中山	義詮君

中川	以良君	吉野	信次君
津島	壽一君	大達	茂雄君
青木	一男君	大野木秀次郎君	
愛知	揆一君	宮澤	喜一君
古池	信三君	神原	亨君
大谷	質雄君	横山	フク君
高橋	衛君	重政	庸德君
西岡	八郎君	木内	四郎君
小澤久太郎君	藤野	石村	幸作君
入交	繁雄君	秋山俊一郎君	
青山	正一君	仁田	竹二君
太藏君	松平	永岡	光治君
加藤	勇雄君	上原	正吉君
武徳君	西川甚五郎君	山本	米治君
郡	祐一君	小野	義夫君
徳川	頼貞君	島津	忠彦君
平井	太郎君	湯山	勇君
堺	末治君	川村	松助君
池田寧右衛門君	白波瀬米吉君	藤田	進君
大和	與一君		
松野	鶴平君		
黒川	隆圓君		
岩沢	武雄君		
秋山	忠恭君		
海野	長造君		
大倉	精一君		
岡	三朗君		
田中	勝男君		
竹中	三郎君		
成瀬	輔治君		
小酒井義元君			
森下	政一君		
佐多	忠隆君		
	清澤		
	俊英君		

重盛	壽治君	江田	三郎君
小林	孝平君	久保	等君
田畑	金光君	松澤	兼人君
森崎	隆君	安部	キミ子君
矢嶋	三義君	岡田	宗司君
山口	重彦君	堂森	芳夫君
吉田	法晴君	中田	吉雄君
薦原	道子君	小笠原	三三郎君
菊川	老夫君	若木	勝藏君
山田	節男君	東	隆君
内村	清次君	松本治一	郎君
三橋	八次郎君	荒木正三	郎君
羽生	三七君	千葉	信君
三木	治朗君	山下	義信君
加藤シヅエ君	須藤	鈴川	義介君
後藤	文夫君	市川	房枝君
五郎君	赤松	戸叶	武君
虎藏君	木島	木村篤太郎君	
一雄君	白川	野本	品吉君
英子君	最上	石川	三浦
義雄君	松永	深川タマエ君	太一君
常介君	入木	平林	清一君
秀次君	紅露	村尾	重難君
みつ君	鈴木	八木	幸吉君
一君	千田	相馬	完君
英二君	有馬	堀木	助治君
正君	英二君	鎌三君	
小虎君	松浦	七平君	
定義君	長谷部ひろ君	木村喜八郎君	
上條	愛一君	鶴見	清一君
棚橋	小虎君	苦米地義三君	
一松	定吉君		

政府委員	松原	一彦君
農林政務次官	國務大臣	堀
運輸政務次官	大野木秀次郎君	繙方
西村	弘作君	竹虎君
英一君		眞琴君

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

足価一部
十五円

(圖說付) 發行所

東京都新宿区市谷木村町一五
大藏省印副局
電話九五四二三一
郵便局
九三〇〇一委託
官報局